



第3期

井手町

子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

井手町

はじめに



本町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域の温もりで子が育つまち いで」を基本理念に、子どもや子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。さらに、「子育てするなら井手町で」をキーワードに、子育てする人や子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいます。

一方、国においては、令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。さらに、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められ、子育て支援を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

この度、令和6年度で計画期間が満了となる「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、これまでの状況や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、「第3期井手町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「地域のぬくもりで子どもが未来に輝くまち 井手町」を基本理念とし、豊かな自然環境とやさしさにあふれた町民の皆様に包まれながら、全ての子どもたちが未来に夢や希望を抱いて健やかに成長できるよう、地域社会全体で子どもと家庭を育むための環境整備を一層推進していきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました「井手町子ども未来づくり会議」の委員の皆様をはじめ、子育てに関するアンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました町民の皆様及び関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月
井手町長 西島 寛道

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 子ども・子育て支援に関する動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間.....	4
第2章 井手町の現状.....	5
1 統計資料からみる現状	5
2 ニーズ調査結果の概要	15
3 第2期計画の評価.....	39
4 課題のまとめと方向性	54
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	55
1 計画の基本理念と基本的な視点	55
2 基本目標	56
第4章 施策の展開.....	57
基本目標1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり	57
基本目標2 子どもの育ちを支える仕組みづくり	60
基本目標3 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり	63
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	64
第5章 第3期計画の見込み量と確保方策.....	66
1 教育・保育提供区域	66
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
第6章 計画の推進体制.....	78
1 計画の推進に向けて	78
第7章 資料編.....	79
1 井手町子ども未来づくり会議条例	79
2 井手町子ども未来づくり会議.....	81
3 子ども・子育て支援に関する用語解説.....	83

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、令和5年で約73万人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、子どもや若者、家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

このような中、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。

井手町（以下、「本町」という。）においては、令和2年に「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「地域の温もりで子が育つまち いで」を将来像に、保育など子育て支援サービスの提供や、全ての子どもが健やかに成長できるためのきめ細かな体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援できる環境整備に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることから、近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、令和7年度以降の本町における子ども・子育て支援施策をより一層促進することを目的に、「第3期井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 子ども・子育て支援に関する動向

(1) 国・京都府の動向

近年では、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行され、国や都道府県、市町村をはじめ、社会全体で施策を推進する取り組みが強化されています。

■第2期計画策定以降の主な国・京都府の動向

	法律・制度など	内容
令和元年6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	子どもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。
令和元年9月	京都府子育て環境日本一推進戦略策定	社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい子育て社会をめざすための指針として策定。企業に向け、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」登録を促す。
令和元年11月	子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、子どもの貧困対策に関する理念、取り組みの方針や重点施策が示された。
令和4年6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加など、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が示された。
令和5年4月	こども基本法施行	少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、子ども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることが示された。
令和5年12月	こども大綱が閣議決定	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化。
	京都府子育て環境日本一推進戦略改訂	子どもや子育てを巡る環境の変化を踏まえ、府民や企業、地域の連携による「子育て環境日本一」の社会醸成のために改訂。府の課題を整理するとともに、「子育てが楽しい風土づくり」など4つの重点戦略が新たに示された。
令和6年4月	子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行	子育て環境日本一・京都の実現に向け、「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例」が制定された。
令和6年6月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律成立	妊婦等包括支援制度、こども誰でも通園制度などが創設されたほか、児童扶養手当の拡充や育児休業給付の給付率引上げなどの支援の充実が示された。
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正。親の妊娠・出産時から子どもがおとなになるまで切れ目なく支援できるよう対策が強化された。

（２）子ども・子育て支援法の改正概要

改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育での推進」などの施策が推進され、これらの給付などを支える財政基盤として、子ども・子育て支援金制度などが創設されました。

■子ども・子育て支援法の主な改正内容

1	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	●児童手当の抜本的拡充 ●妊婦のための支援給付の創設
2	全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	●妊婦等包括相談支援事業の創設 ●産後ケア事業の提供体制の整備 ●乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設 ●ヤングケアラーに対する支援の強化 ●教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現 ●児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ
3	共働き・共育での推進	●出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 ●育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

（３）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

令和4年の児童福祉法の一部改正により、こども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦などへの支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実などが定められました。この改正法を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が進められています。本計画は、この基本指針に即して策定します。

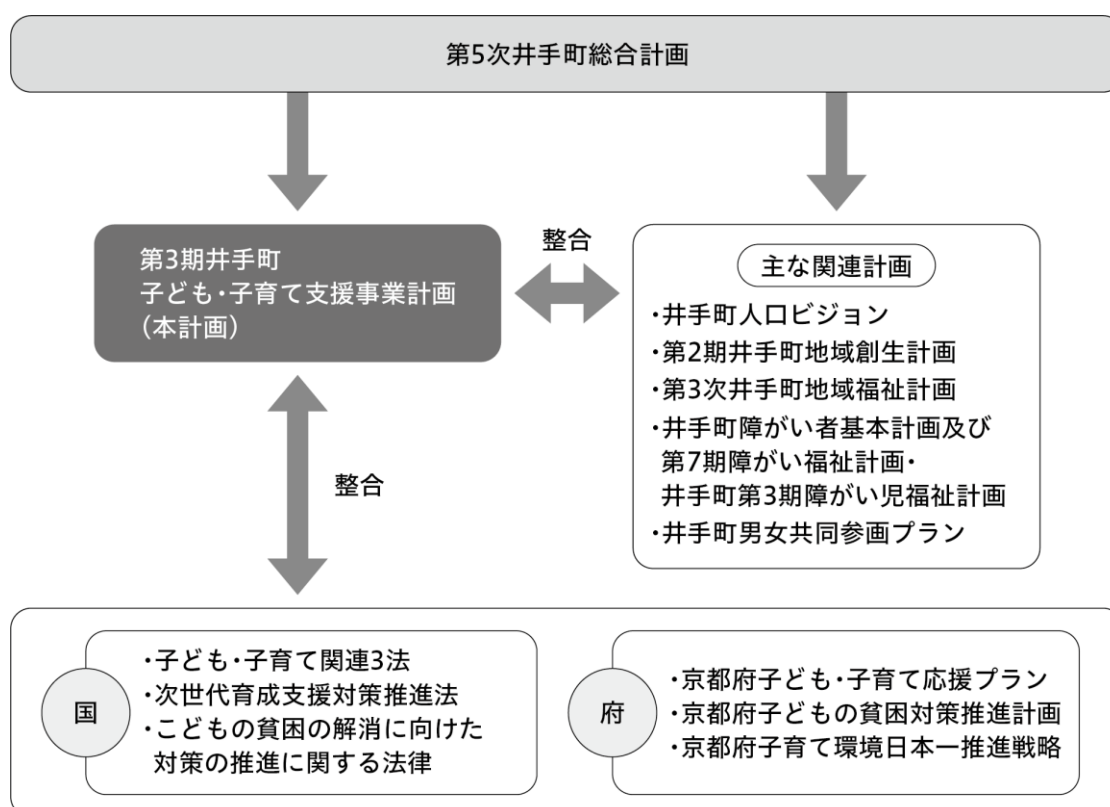
■基本指針の改正方針

1	家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加	基本指針に新設した事業の位置づけなどを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定することなどを規定。
2	こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加	市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ることなどを規定。
3	こどもの権利擁護に関する事項の追加	都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取などの措置をとること、②都道府県が意見表明などの支援やこどもの権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4	その他所要の改正	基本指針に規定している計画の更新などを踏まえ、所要の改正を行う。

3 計画の位置づけ

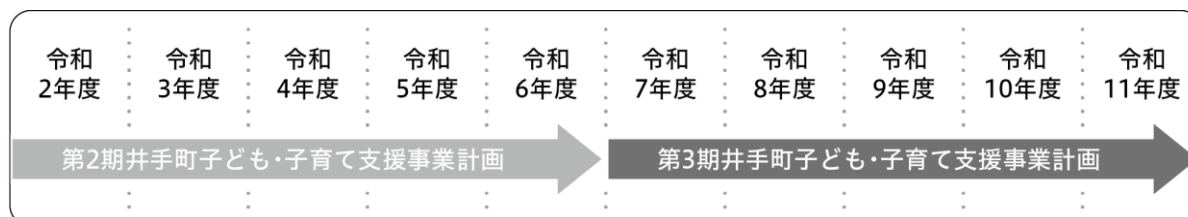
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」です。計画の策定にあたっては、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、本町の最上位計画である「第 5 次井手町総合計画」をはじめ、「井手町人口ビジョン」などの関連計画との整合を図りました。

なお、本計画は、「市町村こども計画（自治体こども計画）」と関連づけを行うとともに、国における「子ども・子育て関連 3 法」や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」などの趣旨や府の動向などを踏まえ、策定します。



4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年を計画期間とします。また、計画期間中であっても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化、本町の人口や社会環境の変化などがあった場合は、実情に応じて適宜見直しを行います。



第2章 井手町の現状

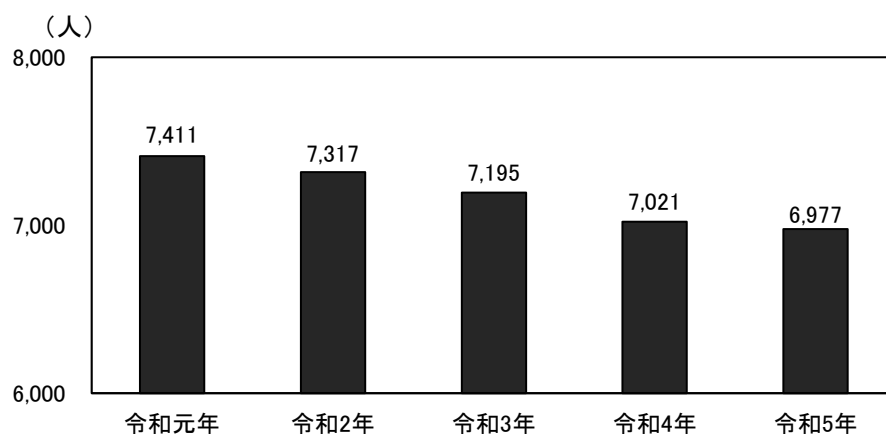
1 統計資料からみる現状

(1) 人口構造の状況

①人口の推移

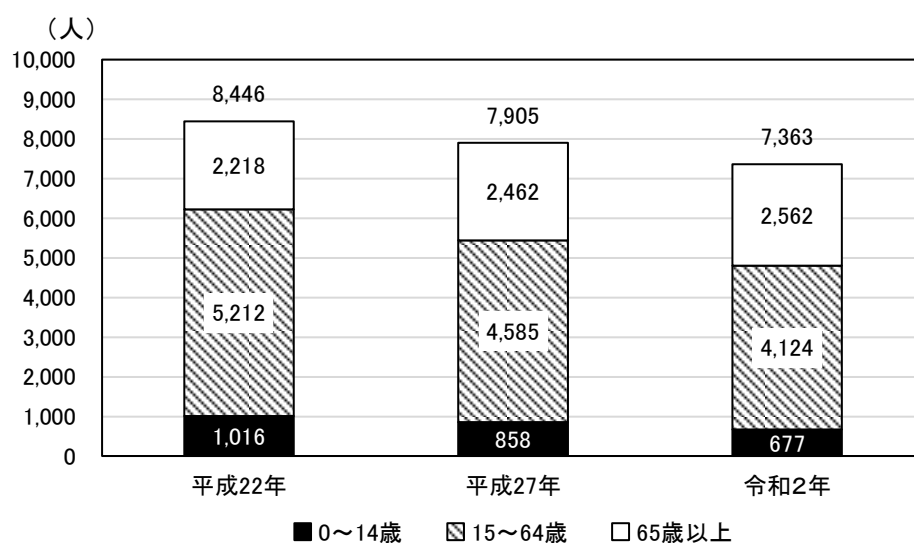
本町の人口の推移をみると、令和元年以降減少しており、令和5年では6,977人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。年齢5歳階級別人口の推移では、「70～74歳」「85～89歳」において、平成22年と平成27年を大きく上回っています。

■総人口の推移



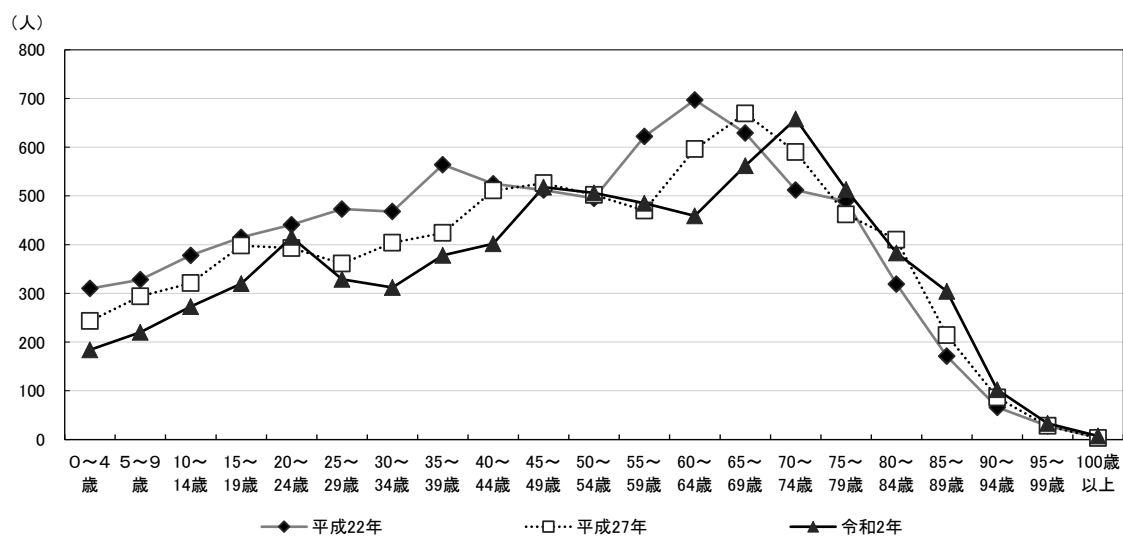
資料：井手町統計書（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成22年～令和2年）

■年齢 5 歳階級別人口の推移

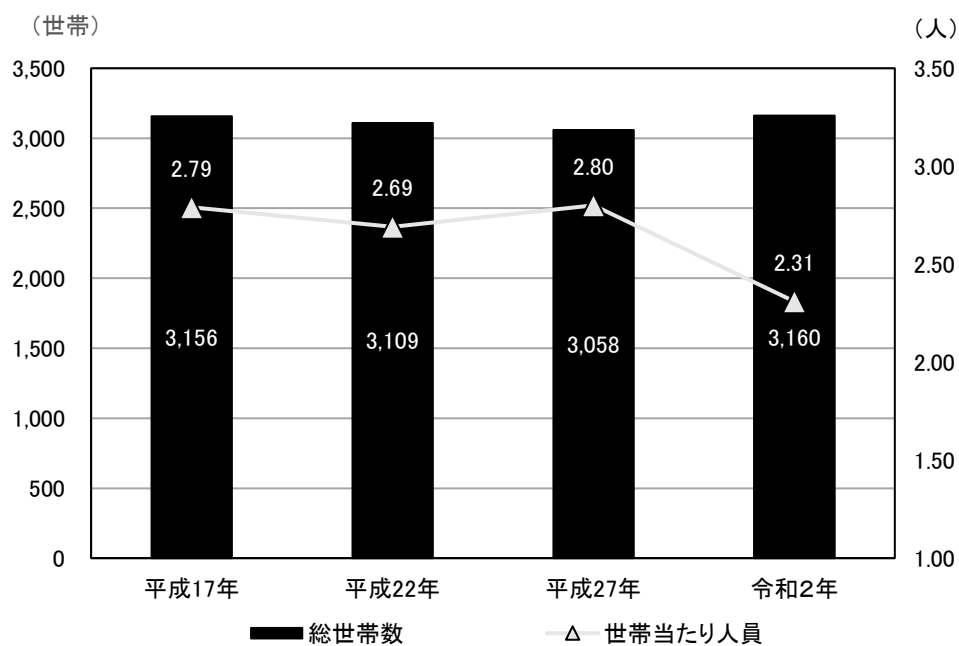


資料：国勢調査（平成 22 年～令和 2 年）

②世帯の状況

世帯数は増減を繰り返しながら推移しており、令和 2 年には 3,160 世帯となっています。1 世帯当たりの人員は減少しており、令和 2 年には 2.31 人となっています。

■世帯総数と 1 世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査（平成 17 年～令和 2 年）

③地区別人口と世帯数の推移

地区別人口と世帯数の推移をみると、令和元年と令和4年を比較すると、世帯数では水無区で26世帯、玉水区で9世帯増加し、北区で30世帯、南区と北部で14世帯減少しています。

■地区別人口及び世帯数の推移

地区名	令和元年			令和2年			令和3年		
	世帯数	男(人)	女(人)	世帯数	男(人)	女(人)	世帯数	男(人)	女(人)
玉水	452	470	504	452	470	500	462	467	499
水無	264	287	319	272	290	320	283	290	311
高月	170	201	192	173	201	196	176	203	196
上井手	163	172	186	164	176	178	165	174	173
田村新田	8	11	9	9	11	10	9	11	10
石垣	465	485	548	472	481	540	464	475	539
北	517	501	521	518	486	517	507	481	503
南	398	382	414	385	371	402	379	364	390
東部	256	298	299	250	283	280	252	283	277
西部	145	139	176	145	136	170	138	124	157
南部	293	340	332	292	337	332	290	321	319
北部	319	294	331	335	303	327	335	304	324
合計	3,450	3,580	3,831	3,467	3,545	3,772	3,460	3,497	3,698

地区名	令和4年			令和元年と令和4年の差		
	世帯数	男(人)	女(人)	世帯数	男(人)	女(人)
玉水	461	451	488	+9	-19	-16
水無	290	306	313	+26	+19	-6
高月	173	198	193	+3	-3	+1
上井手	162	168	167	-1	-4	-19
田村新田	9	10	10	+1	-1	+1
石垣	468	467	531	+3	-18	-17
北	487	459	477	-30	-42	-44
南	384	362	376	-14	-20	-38
東部	254	279	275	-2	-19	-24
西部	138	124	151	-7	-15	-25
南部	285	315	307	-8	-25	-25
北部	305	297	299	-14	+3	-32
合計	3,416	3,436	3,587	-34	-144	-244

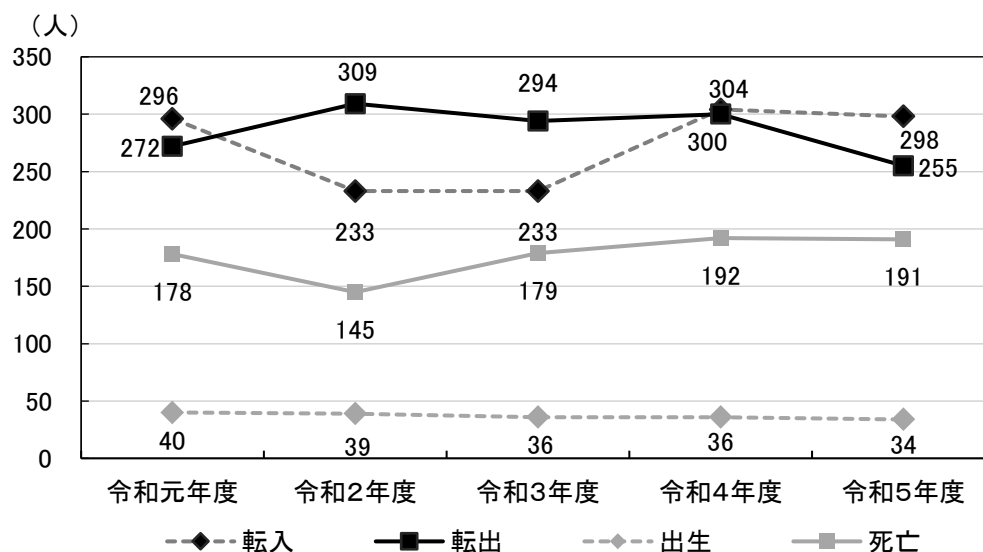
資料：井手町統計書（各年10月1日現在）

(2) 人口動態の状況

①自然動態・社会動態の推移

近年の人口動態の推移をみると、自然動態はほぼ横ばいで150人前後の自然減で推移している一方で、社会動態は社会増と社会減を繰り返しています。出生数は令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度には34人となっています。一方で、死亡数は出生数を毎年上回っています。転入数・転出数は250～300人前後で推移しています。

■自然動態・社会動態の推移

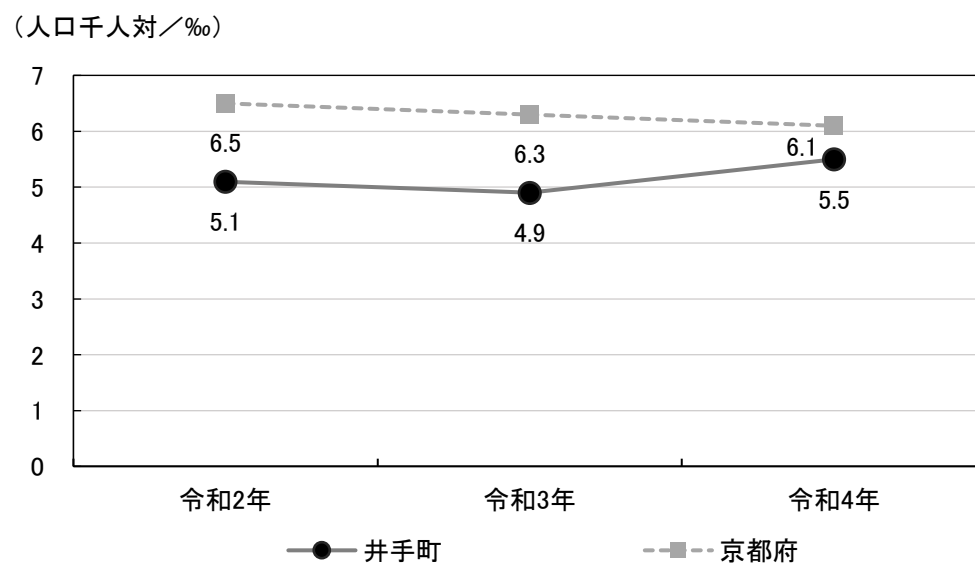


資料：住民福祉課

②出生率の推移

出生率の推移をみると、5人前後で横ばいで推移しています。京都府と比較すると下回っています。

■出生率の推移

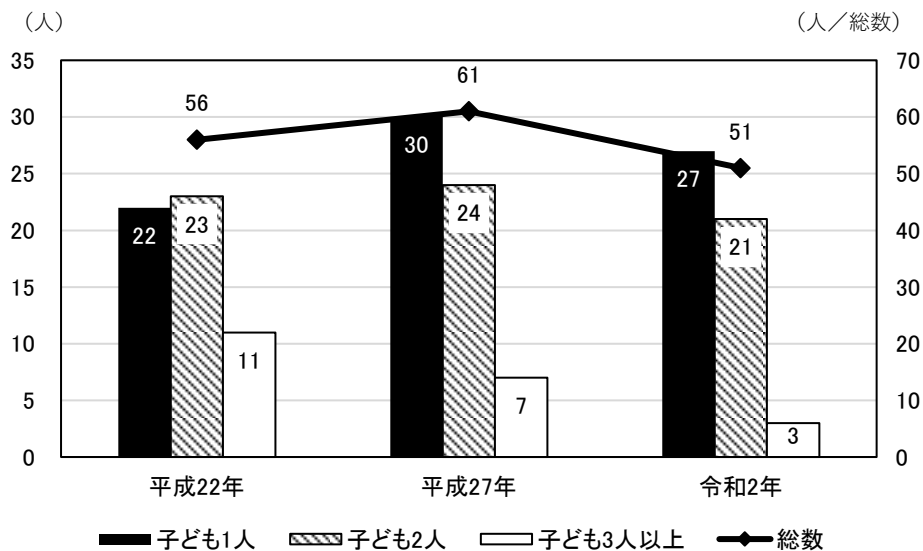


資料：京都府保健福祉統計

③母子世帯の推移

母子世帯の推移をみると、平成27年に増加したものの、令和2年に減少しています。子どもの人数では、「1人」が多くなっています。

■母子世帯の推移



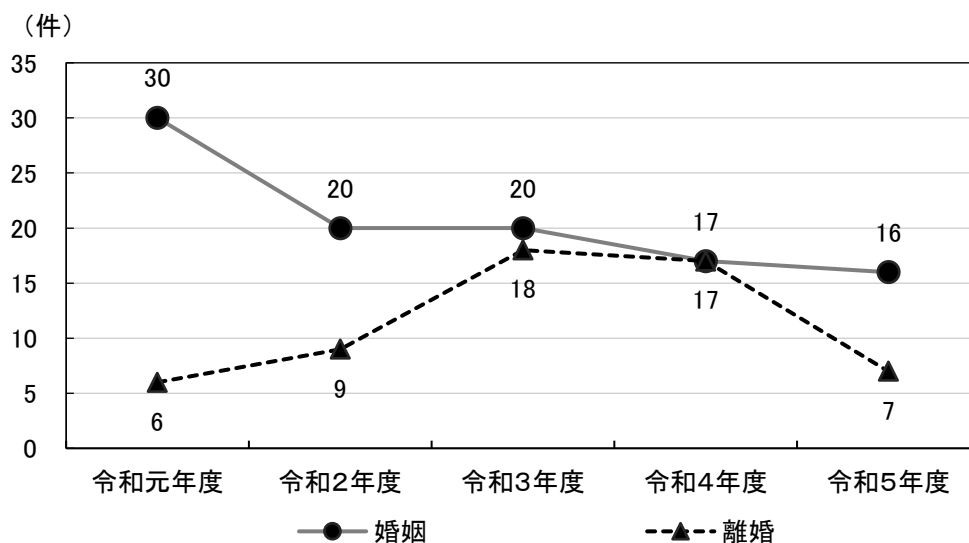
資料：国勢調査（平成22年～令和2年）

（3）婚姻・離婚の状況

①婚姻・離婚の推移

婚姻・離婚の推移をみると、婚姻は令和元年度以降減少しています。離婚は令和3年度以降減少しています。

■婚姻・離婚の推移



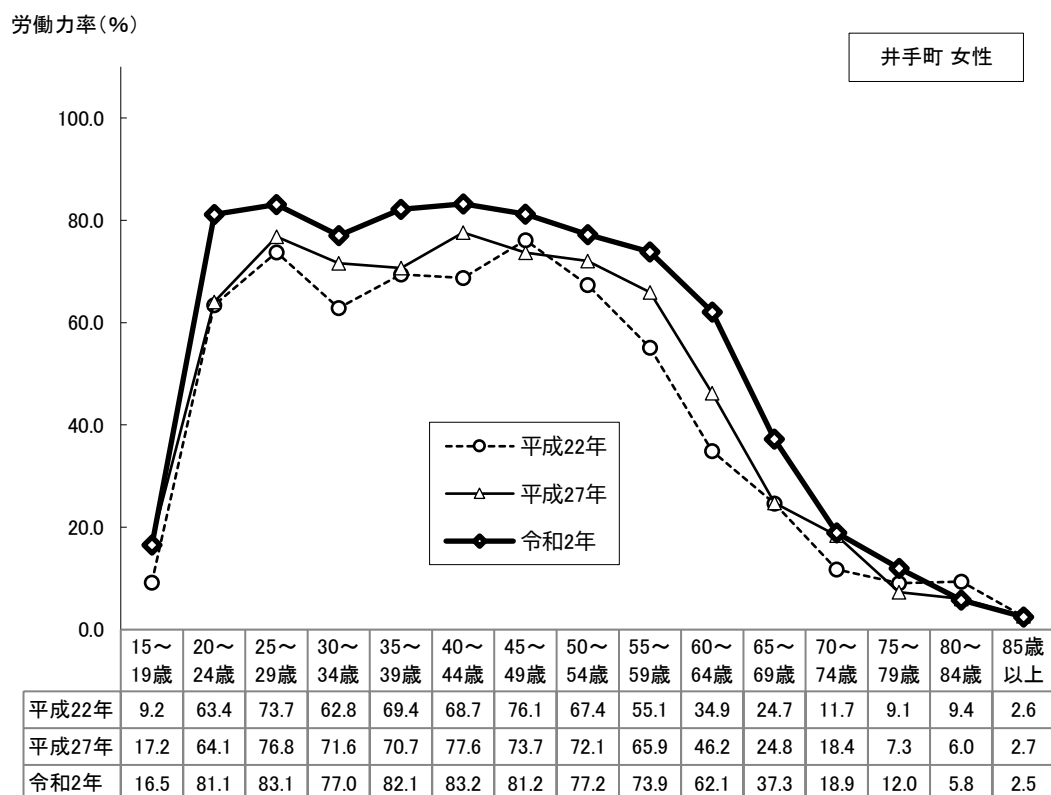
資料：住民福祉課

（４）女性の労働力率の状況

①女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移をみると、令和２年は２０歳から７９歳までの年代で平成２２年と平成２７年を上回って推移しています。年齢では「２５～２９歳」が最も高く、「３０～３４歳」で減少したものの、「３５～３９歳」で増加しています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成２２年～令和２年）

(5) 保育園の利用状況

① 保育園の利用状況

町内保育園の園児数は増減を繰り返しながら推移しており、令和6年4月現在 152 人となっています。また、保育サービスの利用状況においては「延長保育」の託児人数と託児日数は各年齢で増減があります。玉川保育園の「5歳」では令和3年度を除く年度で託児日数が200日以上とニーズが高くなっています。「一時預かり事業」は3歳以上の利用が減少し、3歳未満は令和元年度と令和4年度は500人以上、その他の年度は200人前後の利用となっています。

■ 保育園の利用状況（令和6年4月1日現在）

名称	総数 (クラス)	職員数(人)			園児数(人)					
		保育士	その他	計	3歳未満	3歳	4歳	5歳	計	定員数
玉川保育園	7	20	12	32	24	15	31	23	93	120
多賀保育園	2	5	8	13	-	2	8	5	15	45
いづみ保育園	3	13	8	21	29	15	-	-	44	45
合計	12	38	28	66	53	32	39	28	152	210

資料：住民福祉課

■ 保育園の職員及び園児数の推移

区分	保育所数 (か所)	総数 (クラス)	園児数 (人)	職員数(人)			園児定員 (人)
				保育士	その他	計	
令和元年度	3	13	159	39	29	68	210
令和2年度	3	12	150	38	29	67	210
令和3年度	3	12	153	37	29	66	210
令和4年度	3	11	152	38	28	66	210
令和5年度	3	12	158	40	29	69	210

資料：住民福祉課

■延長保育実施実績

玉川保育園

区分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
令和元年度	2	6	3	15	2	20	6	73	12	57	11	269
令和2年度	4	107	3	199	4	46	5	22	8	64	6	223
令和3年度	3	47	2	79	4	110	7	17	7	26	10	50
令和4年度	5	29	5	64	8	95	11	170	7	146	7	254
令和5年度	7	67	5	41	5	231	6	48	11	67	14	290

多賀保育園

区分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
令和元年度							0	0	0	0	1	7
令和2年度							0	0	1	1	0	0
令和3年度							2	5	4	5	1	6
令和4年度							2	24	1	7	2	108
令和5年度							1	1	2	2	1	6

いづみ保育園

区分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
令和元年度			7	42	4	10	4	32				
令和2年度			4	97	2	38	2	4				
令和3年度			9	40	3	130	4	39				
令和4年度			4	35	10	41	2	21				
令和5年度			2	15	1	2	2	3				

資料：住民福祉課

■一時預かり事業（玉川保育園）

区分	総申請数 (件)	実人数 (人)	延長利用者数 (人)	3歳未満 (人)	3歳以上 (人)	非定型利用 (人)	緊急利用 (人)	私の利用 (人)
令和元年度	784	119	706	682	24	478	8	220
令和2年度	295	78	272	258	14	168	2	102
令和3年度	217	53	197	184	13	111	13	73
令和4年度	569	66	507	503	4	322	25	160
令和5年度	266	67	235	233	2	22	14	199

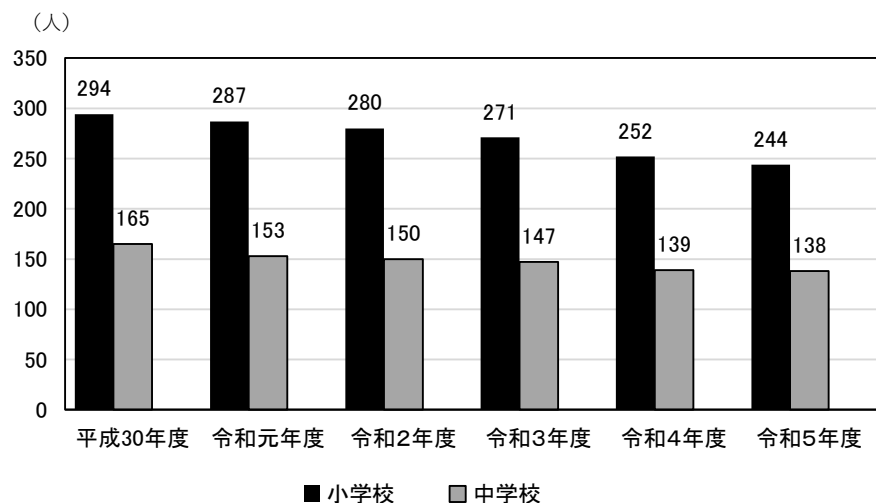
資料：住民福祉課

（６）小学校・中学校の状況

①小学校・中学校の児童数・生徒数の推移

小学校と中学校の児童数・生徒数の推移をみると、学級数は令和３年度以降、小学校は２０クラス、中学校は９クラスとなっています。職員１人当たりの児童生徒数は平成３０年度から令和２年度にかけて減少し、令和３年度以降は小学校で職員１人当たり８人、中学校では６人となっています。

■小学校・中学校の児童数・生徒数の推移



区分	小学校						
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数(人)			職員数 (校)	職員１人当 たりの児童数 (人)
			男	女	計		
平成30年度	3	19	166	128	294	33	9
令和元年度	3	20	161	126	287	33	9
令和2年度	3	21	150	130	280	34	8
令和3年度	3	20	144	127	271	32	8
令和4年度	3	20	140	112	252	31	8
令和5年度	3	20	133	111	244	32	8

区分	中学校						
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数(人)			職員数 (校)	職員１人当 たりの生徒数 (人)
			男	女	計		
平成30年度	1	7	90	75	165	22	8
令和元年度	1	7	85	68	153	23	7
令和2年度	1	8	91	59	150	24	6
令和3年度	1	9	84	63	147	23	6
令和4年度	1	9	82	57	139	23	6
令和5年度	1	9	82	56	138	23	6

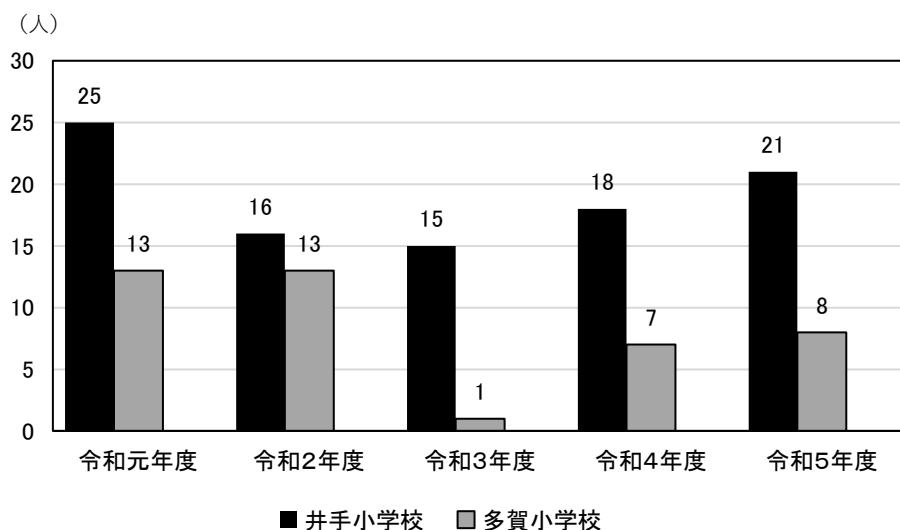
資料：学校基本調査（各年度５月１日現在）

(7) 放課後児童クラブと児童館の利用状況

①放課後児童クラブの平均利用者数の推移と児童館利用者数の推移

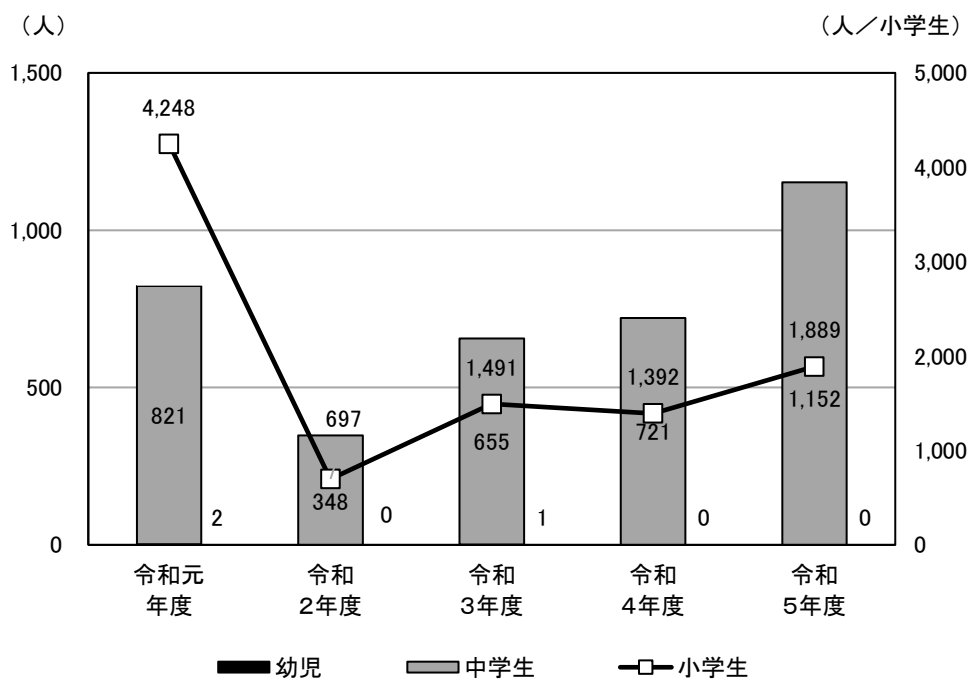
放課後児童クラブの平均利用者数の推移をみると、井手小学校と多賀小学校ともに令和4年度以降増加しています。また、児童館の利用者数の推移をみると、小学生は増減を繰り返しながら推移しており、中学生は令和3年度以降増加しています。

■放課後児童クラブの平均利用者数の推移



資料：社会教育課

■児童館利用者数の推移



資料：いづみ児童館

2 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや井手町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。
調査設計	・調査対象者：井手町在住の未就学児童の世帯・保護者、小学生児童の世帯・保護者 ・調査期間：令和6年7月～9月 ・調査方法：郵送配布・郵送回収またはWEB回答による本人記入方式

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	170 件	74 件	43.5%
小学生児童	126 件	37 件	29.4%

ニーズ調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から一つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から二つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

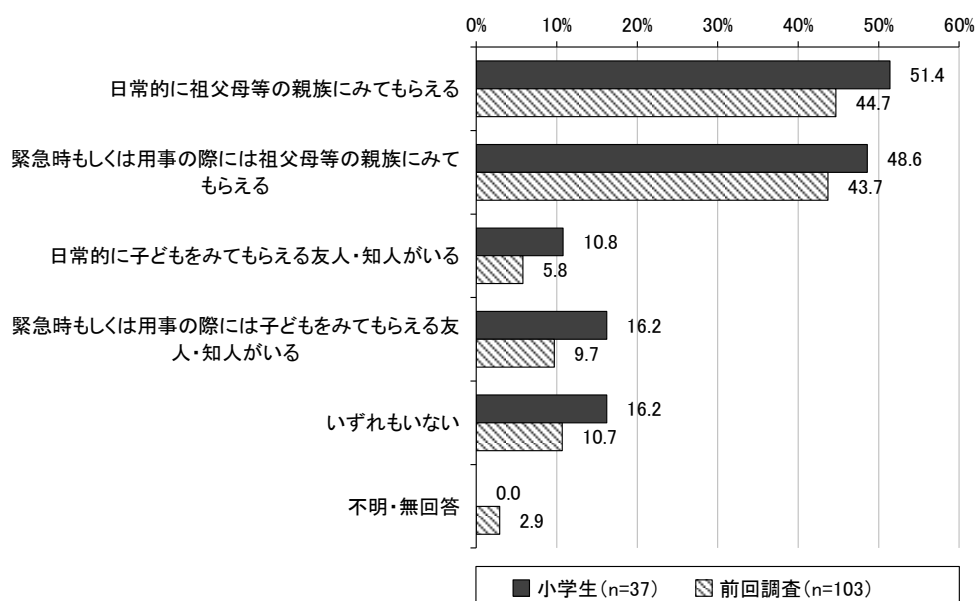
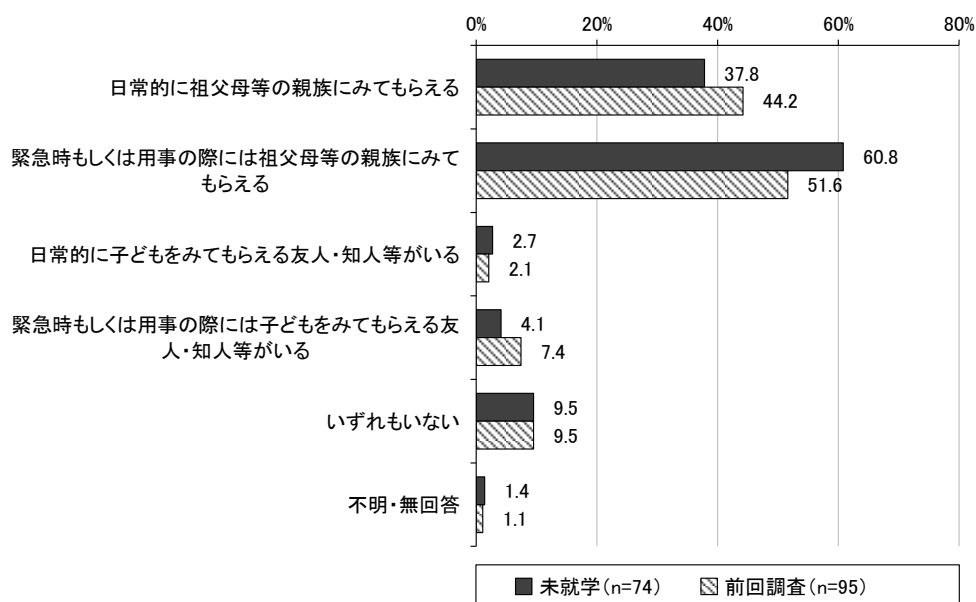
(2) 調査結果（抜粋）

お子さんご家族の状況、子育てについて

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人など

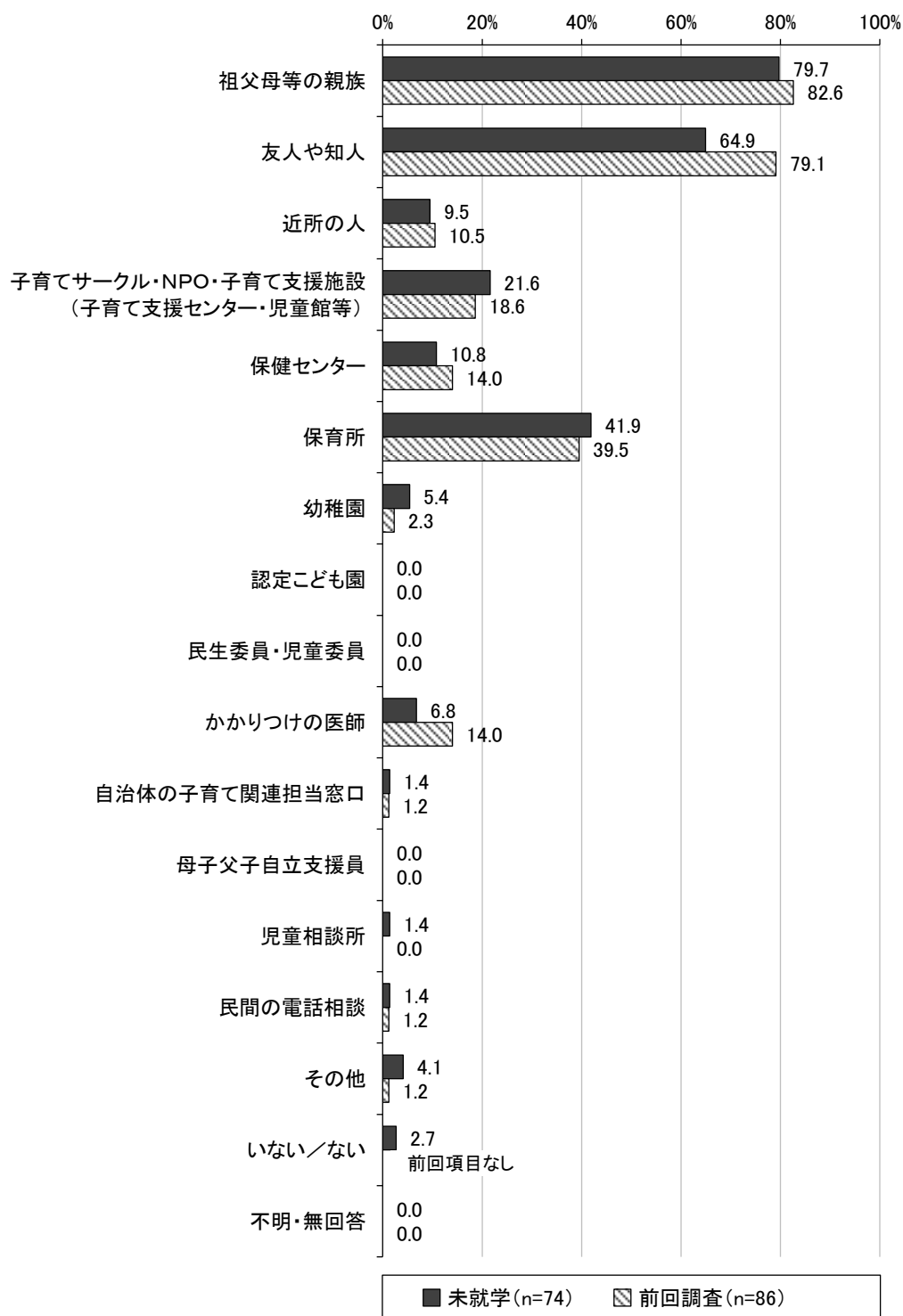
未就学では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.8%、「いずれもない」が9.5%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」「いずれもない」がともに16.2%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

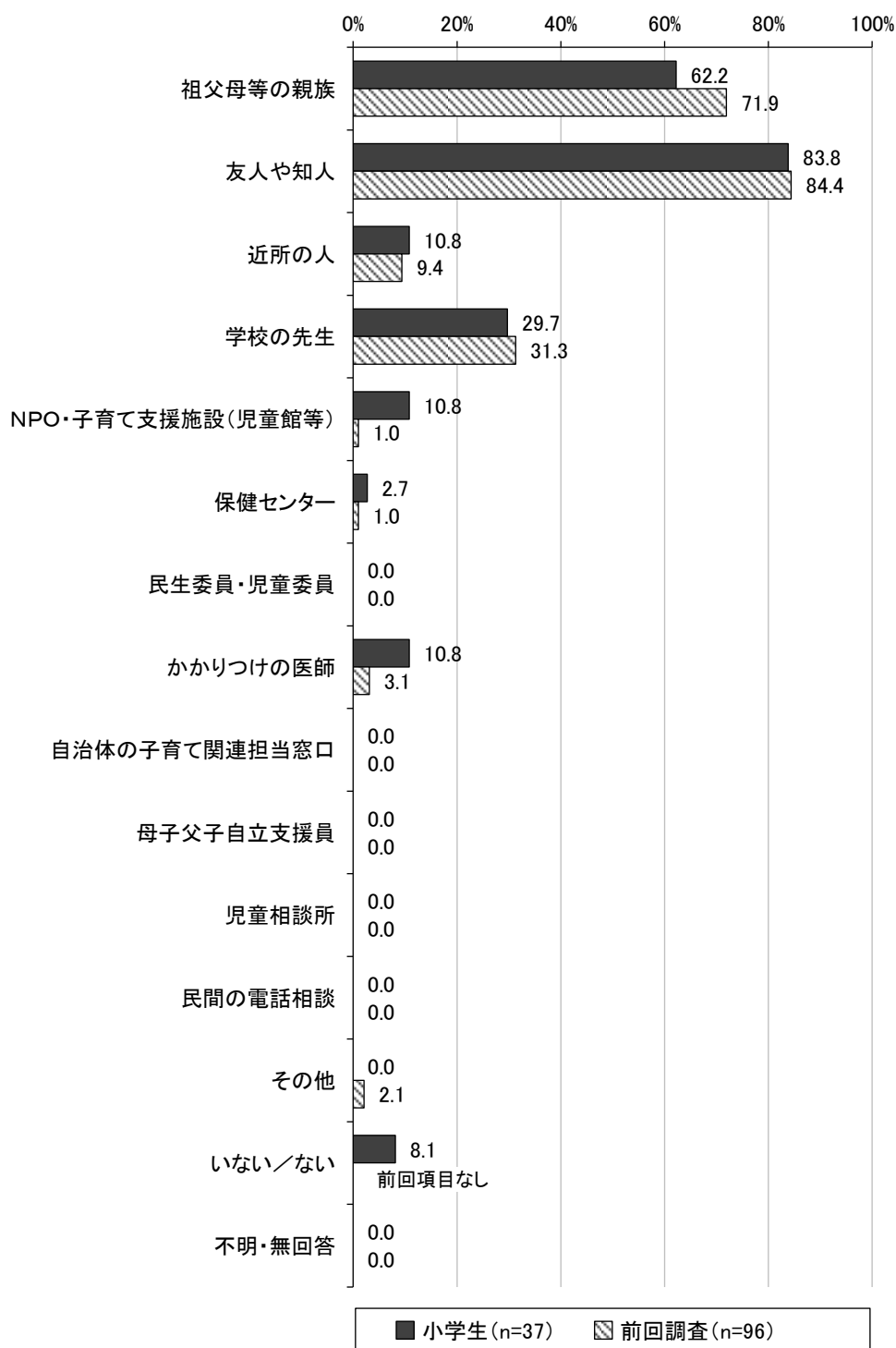


②子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所

未就学では「祖父母等の親族」が79.7%と最も高く、次いで「友人や知人」が64.9%、「保育所」が41.9%となっています。前回調査と比較すると、「友人や知人」が14.2ポイント低くなっています。



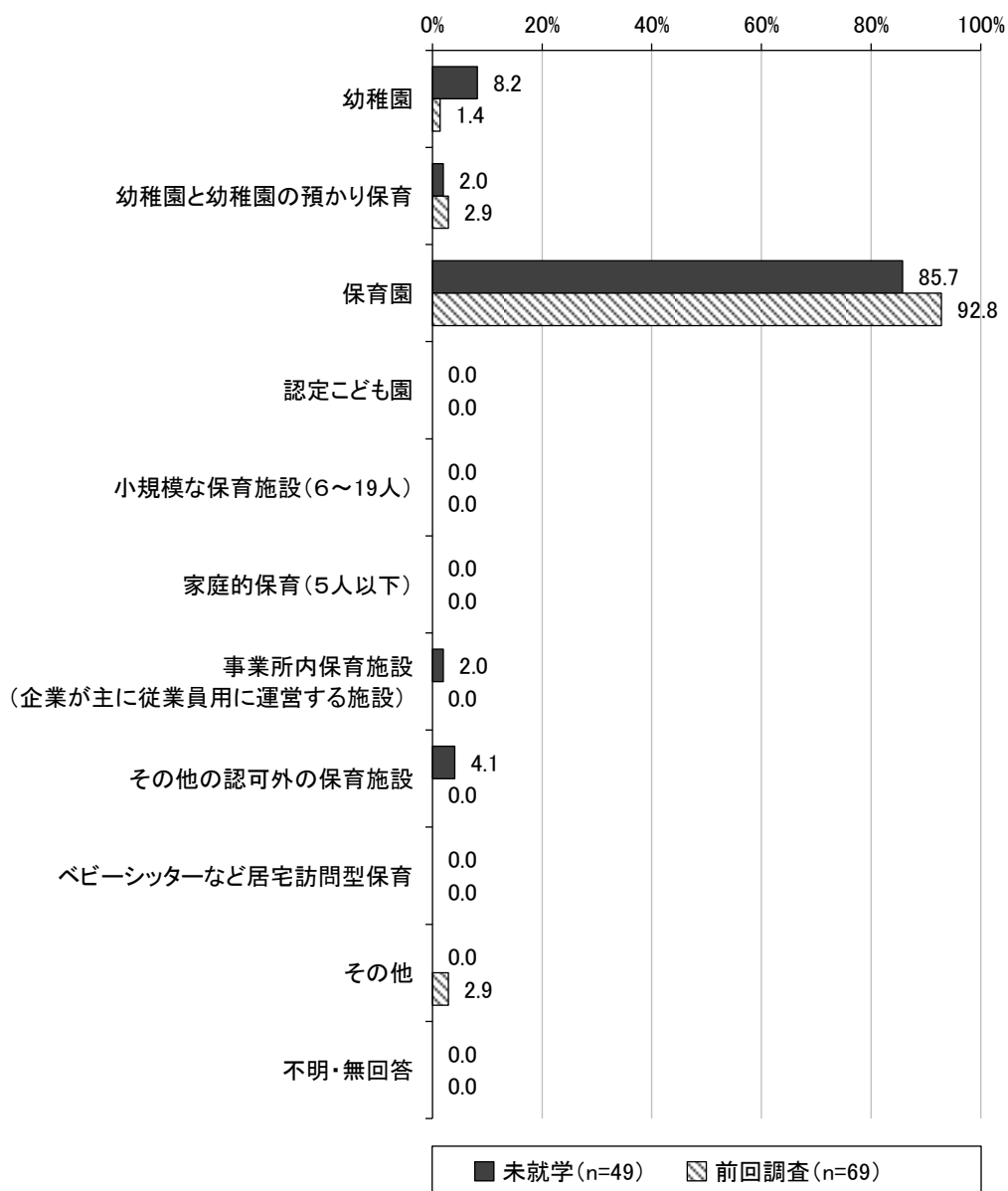
小学生では「友人や知人」が83.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が62.2%、「学校の先生」が29.7%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。



〈未就学〉 平日の幼稚園・保育所などの利用状況

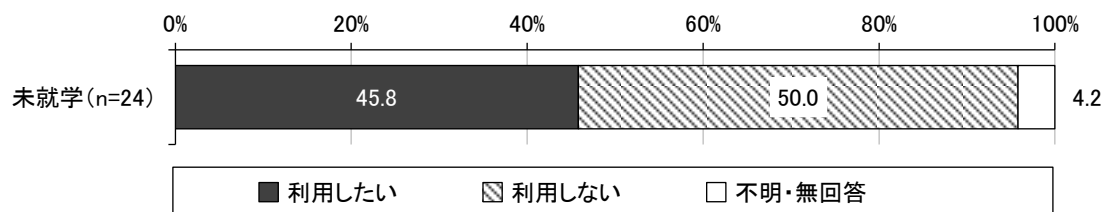
③平日に利用している幼児教育・保育事業

全体では「保育園」が85.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が8.2%、「その他の認可外の保育施設」が4.1%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。

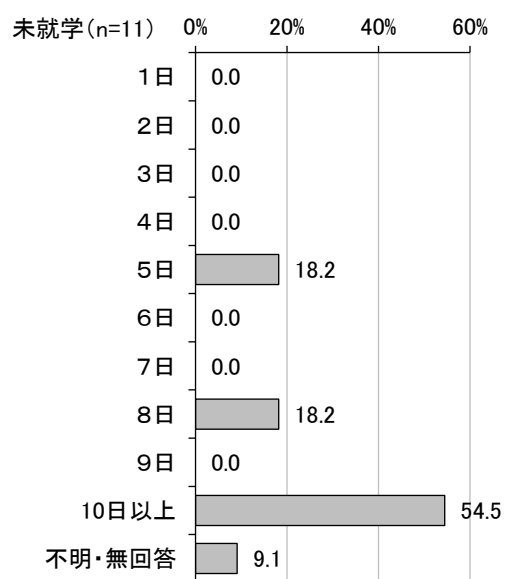


④ こども誰でも通園制度の利用希望

全体では「利用したい」が45.8%、「利用しない」が50.0%となっています。

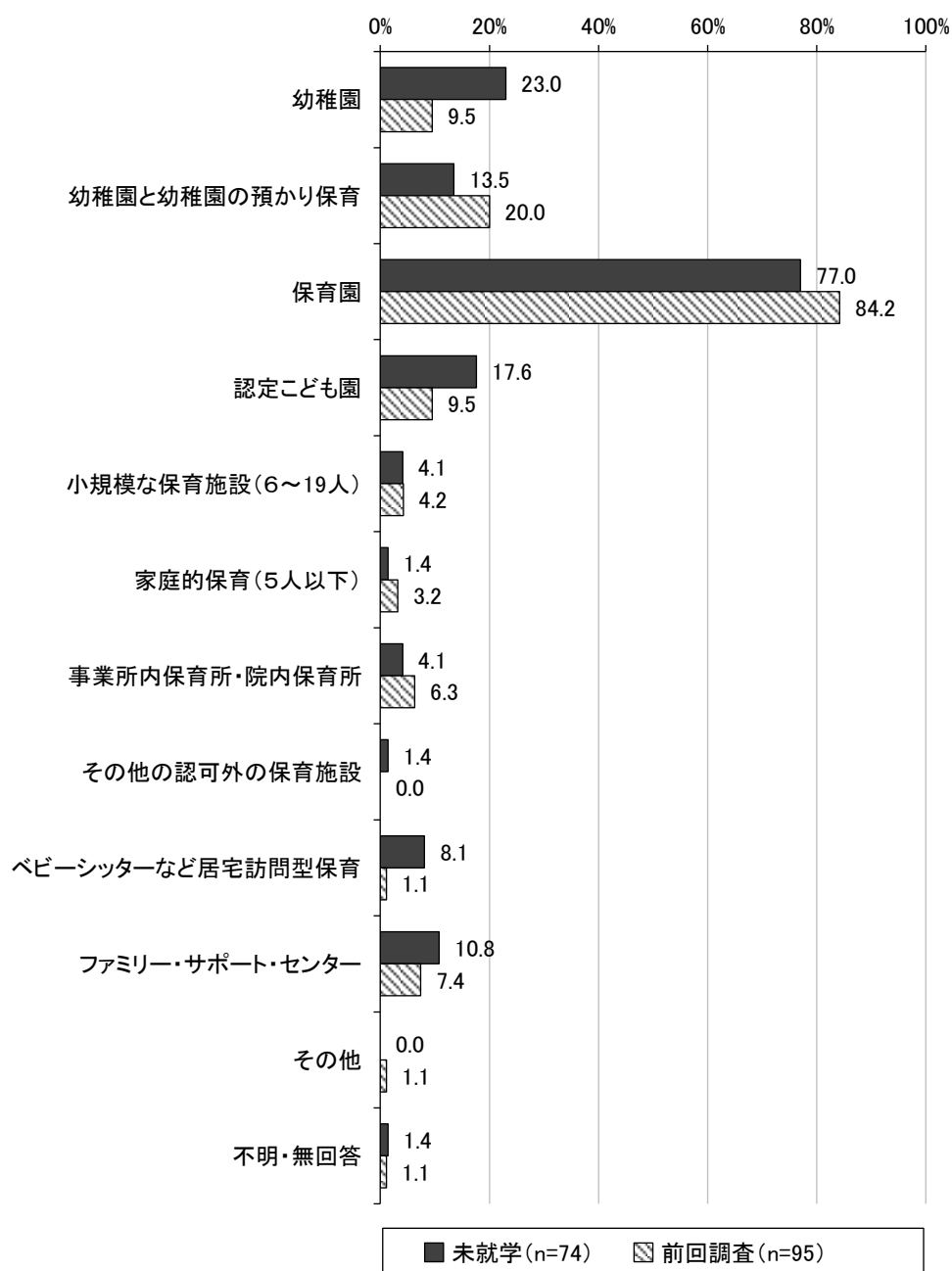


月当たりの利用希望日数では「10日以上」が54.5%と最も高く、次いで「5日」「8日」がともに18.2%となっています。



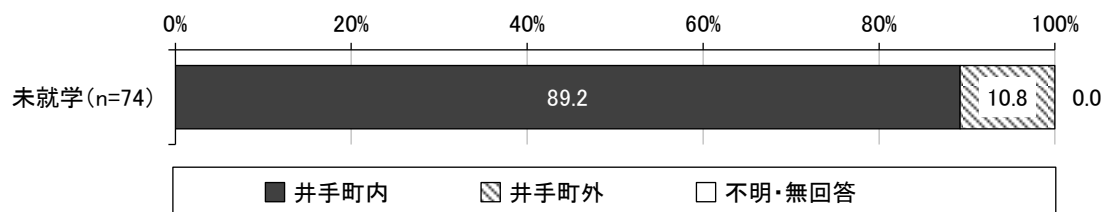
⑤平日に利用したい教育・保育事業

全体では「保育園」が77.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.0%、「認定こども園」が17.6%となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」が13.5ポイント高くなっています。



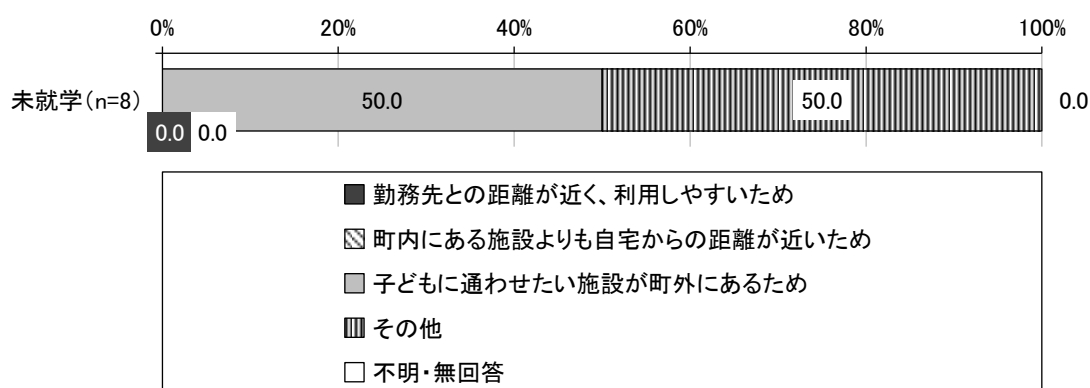
⑥ 幼稚園・保育所などを利用したい場所

全体では「井手町内」が89.2%、「井手町外」が10.8%となっています。



⑦ 「井手町外」で利用したい理由

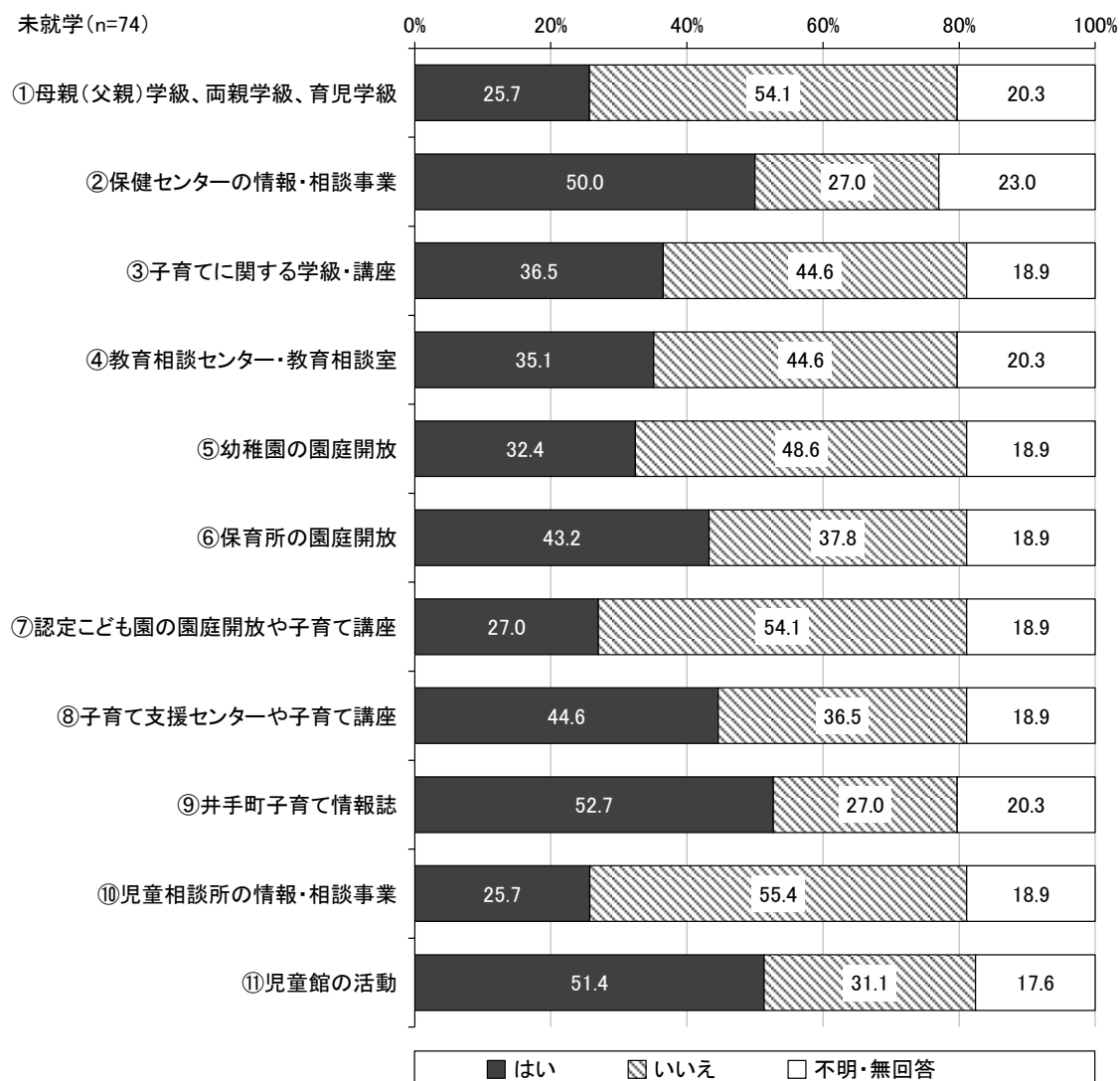
全体では「子どもに通わせたい施設が町外にあるため」が50.0%(4件)となっています。



〈未就学〉地域の子育て支援事業の利用状況

⑧今後利用したい事業

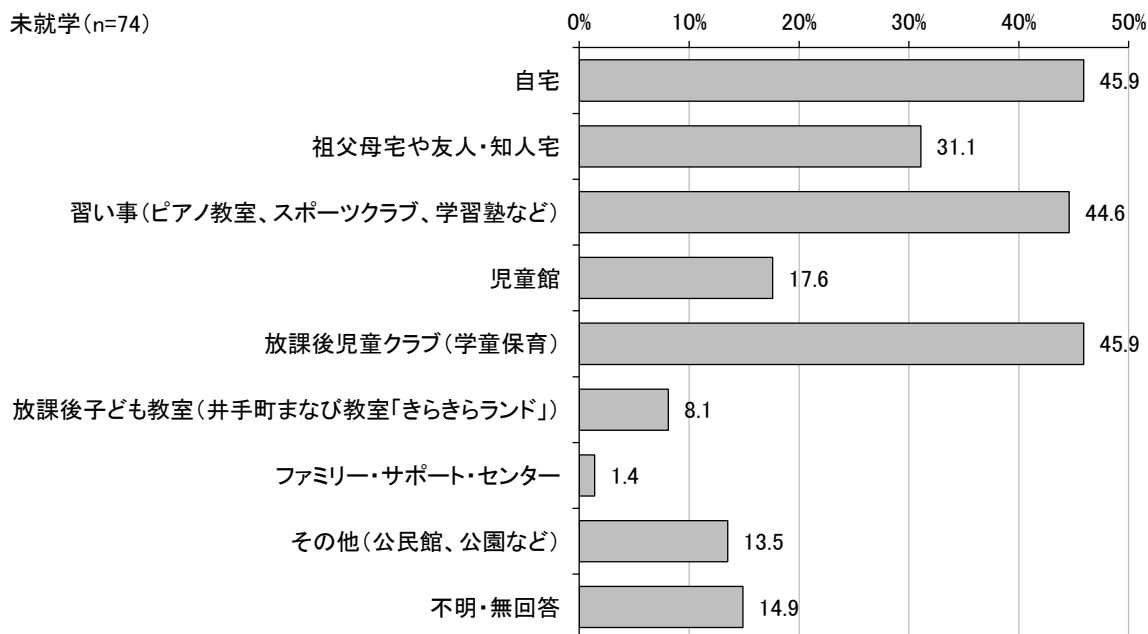
「②保健センターの情報・相談事業」「⑨井手町子育て情報誌」「⑪児童館の活動」で『はい』が5割台と高くなっています。



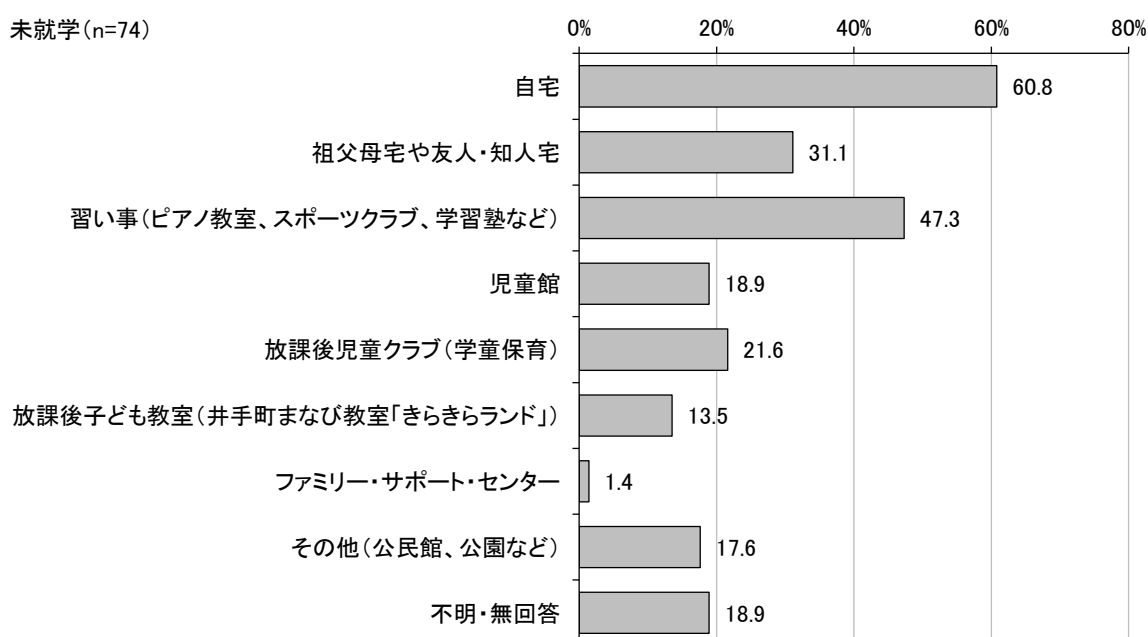
〈未就学〉 小学校就学後の放課後の過ごし方について

⑨放課後に過ごさせたい場所

小学校低学年（１～３年生）では「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに 45.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が 44.6%となっています。



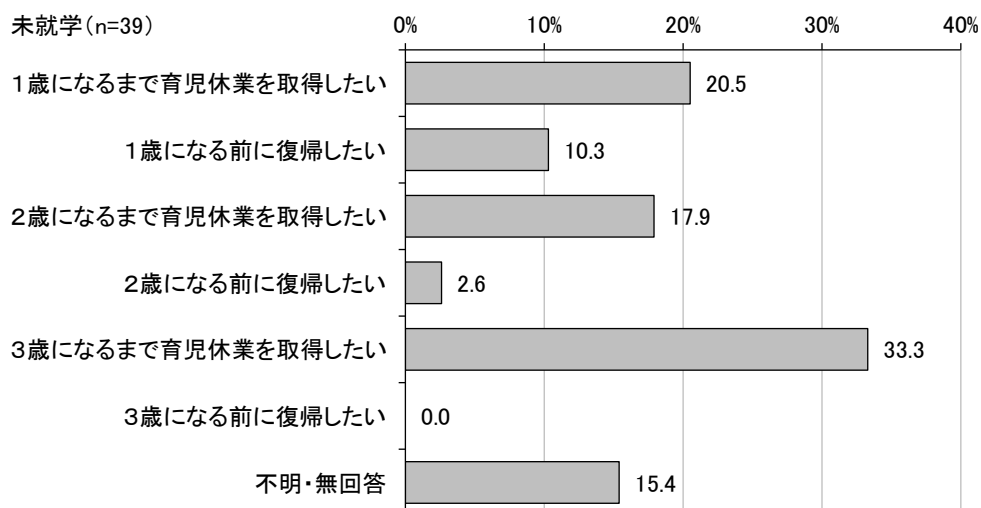
小学校高学年（４～６年生）では「自宅」が 60.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が 47.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 31.1%となっています。



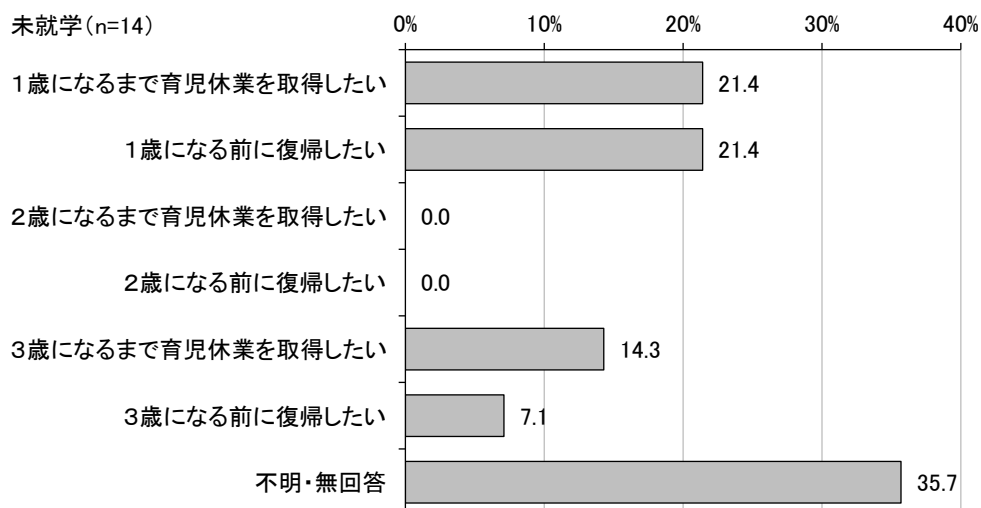
〈未就学〉職場の両立支援制度について

⑩育児休業を取得したい子どもの年齢

母親では「3歳になるまで育児休業を取得したい」が33.3%と最も高く、次いで「1歳になるまで育児休業を取得したい」が20.5%、「2歳になるまで育児休業を取得したい」が17.9%となっています。



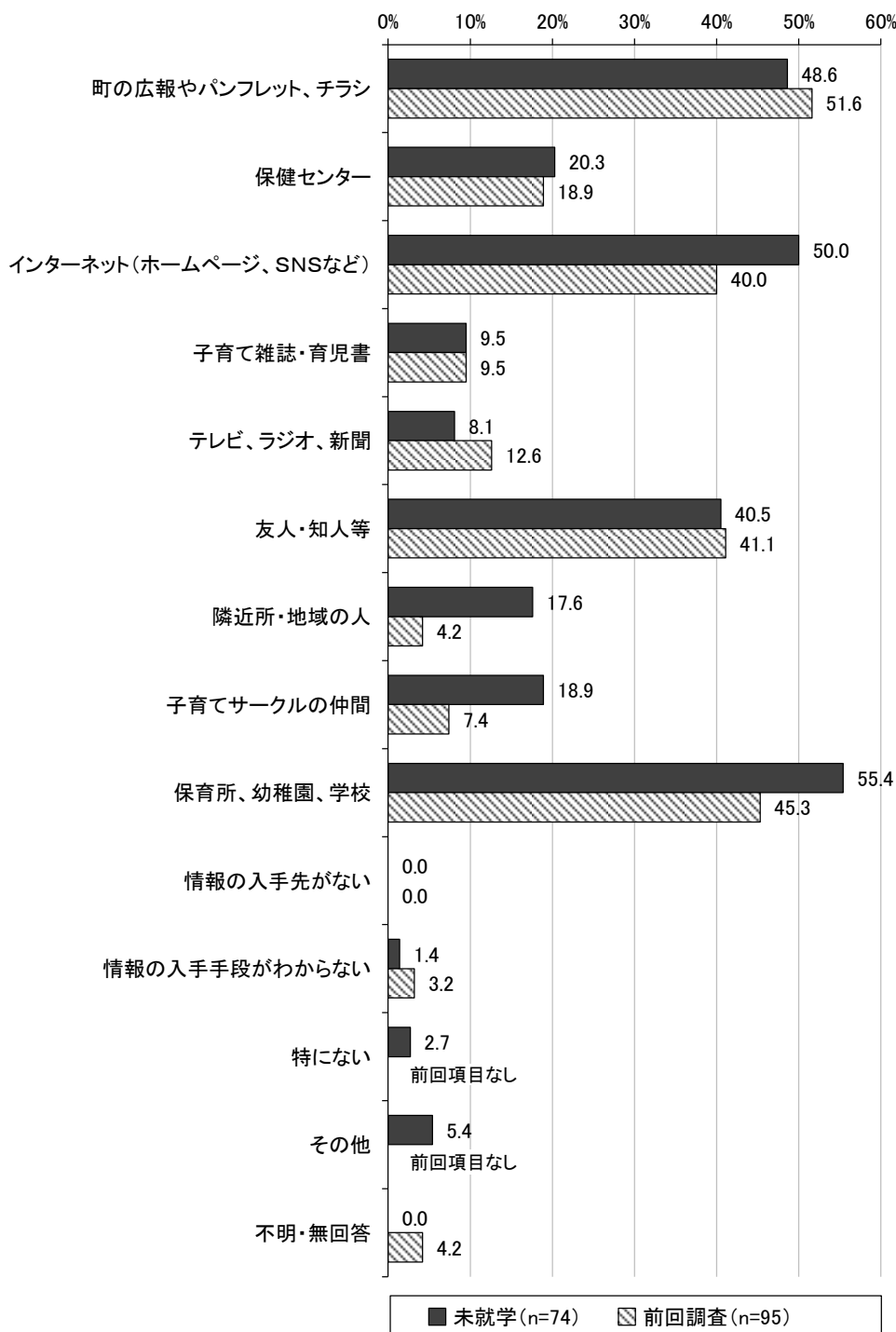
父親では「1歳になるまで育児休業を取得したい」「1歳になる前に復帰したい」がともに21.4%と最も高く、次いで「3歳になるまで育児休業を取得したい」が14.3%となっています。



〈未就学〉子育て全般について

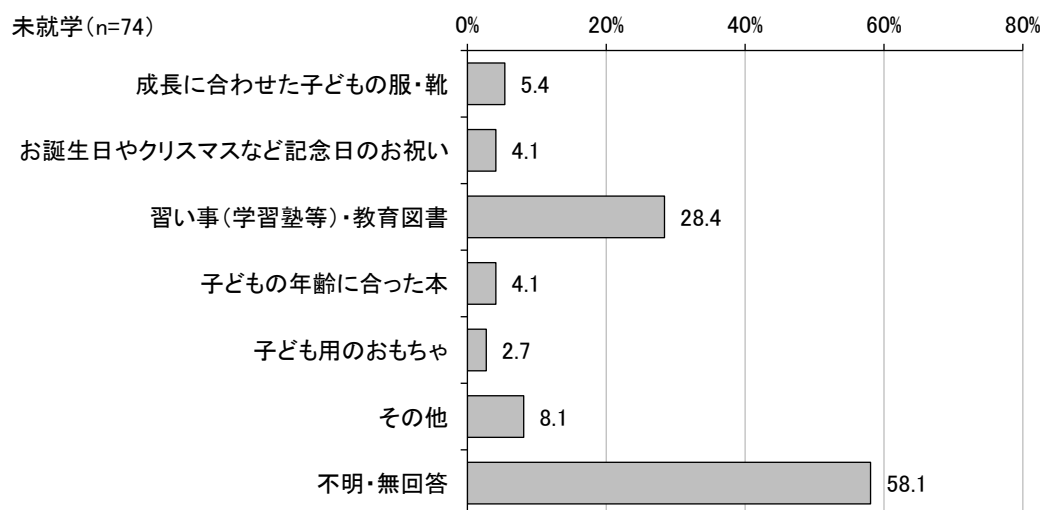
⑪子育てする上での情報の入手先

全体では「保育所、幼稚園、学校」が55.4%と最も高く、次いで「インターネット（ホームページ、SNSなど）」が50.0%、「町の広報やパンフレット、チラシ」が48.6%となっています。前回調査と比較すると、「インターネット（ホームページ、SNSなど）」が10.0ポイント、「隣近所・地域の人」が13.4ポイント、「子育てサークルの仲間」が11.5ポイント、「保育所、幼稚園、学校」が10.1ポイント高くなっています。



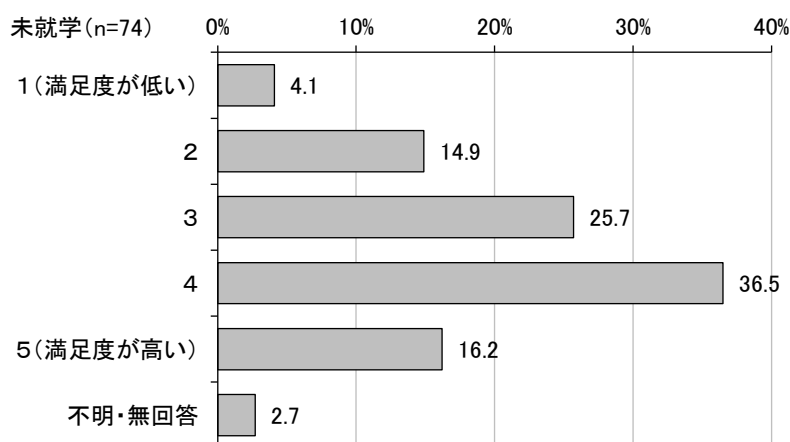
⑫経済的な理由で子どもに与えることができなかったもの

全体では「習い事（学習塾等）・教育図書」が28.4%と最も高く、次いで「成長に合わせた子どもの服・靴」が5.4%、「お誕生日やクリスマスなど記念日のお祝い」「子どもの年齢に合った本」がともに4.1%となっています。



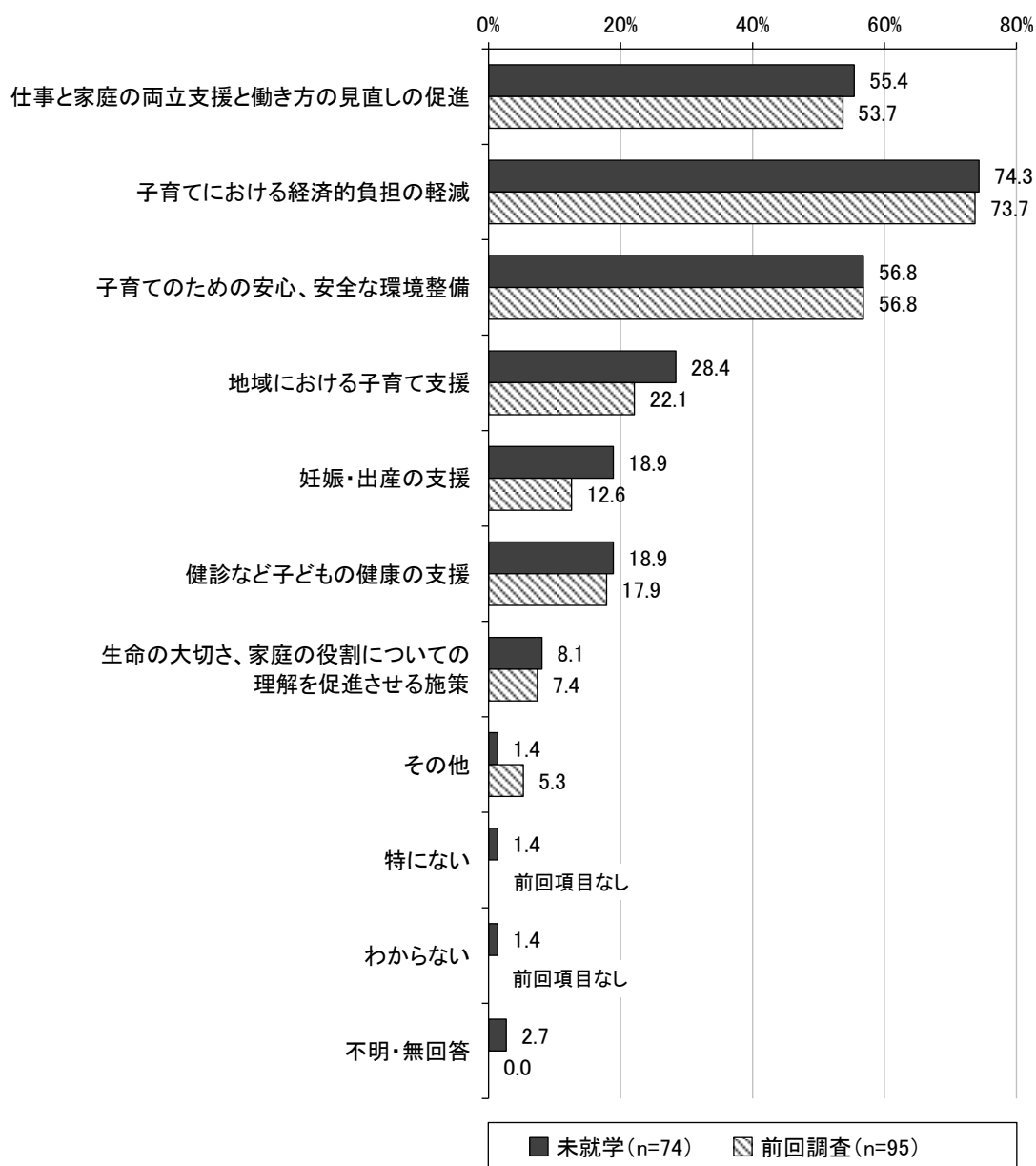
⑬住んでいる地域における子育ての環境や支援への満足度

全体では「4」が36.5%と最も高く、次いで「3」が25.7%、「5」が16.2%となっています。



⑭望ましい子育て支援施策

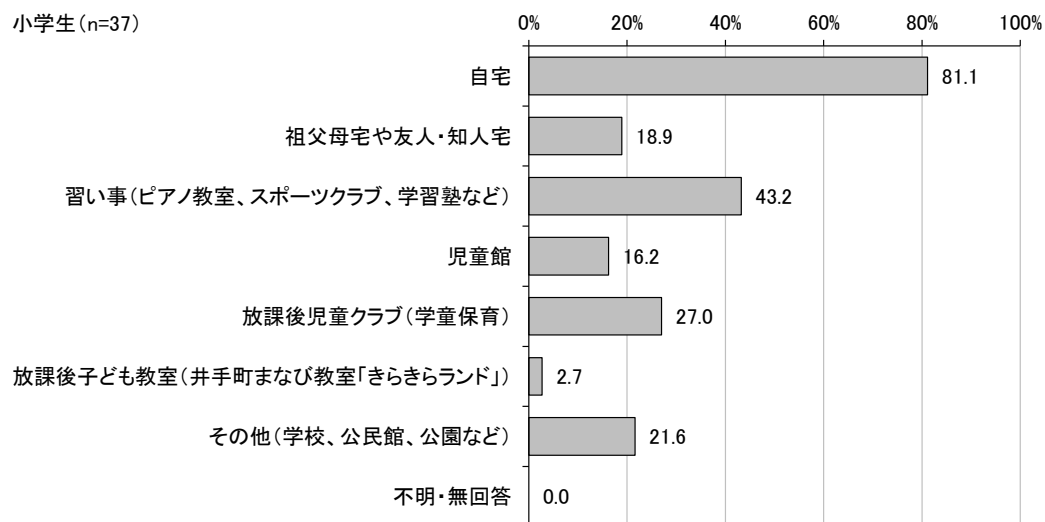
全体では「子育てにおける経済的負担の軽減」が74.3%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が56.8%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が55.4%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。



〈小学生〉放課後児童クラブの利用について

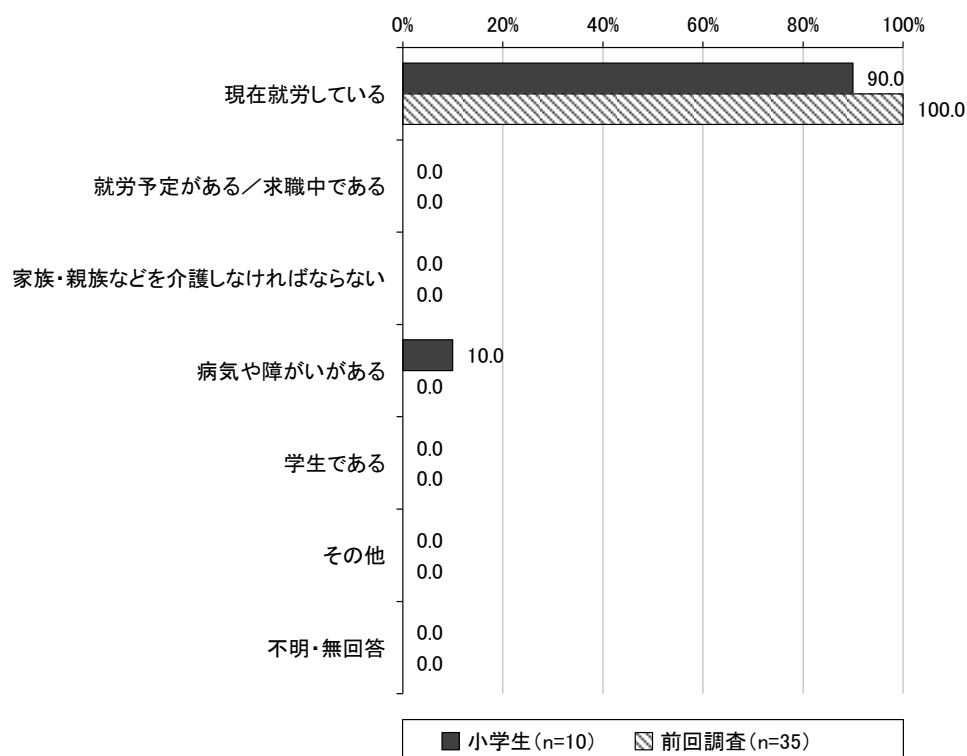
⑮子どもが放課後に過ごしている場所

全体では「自宅」が81.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が43.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.0%となっています。



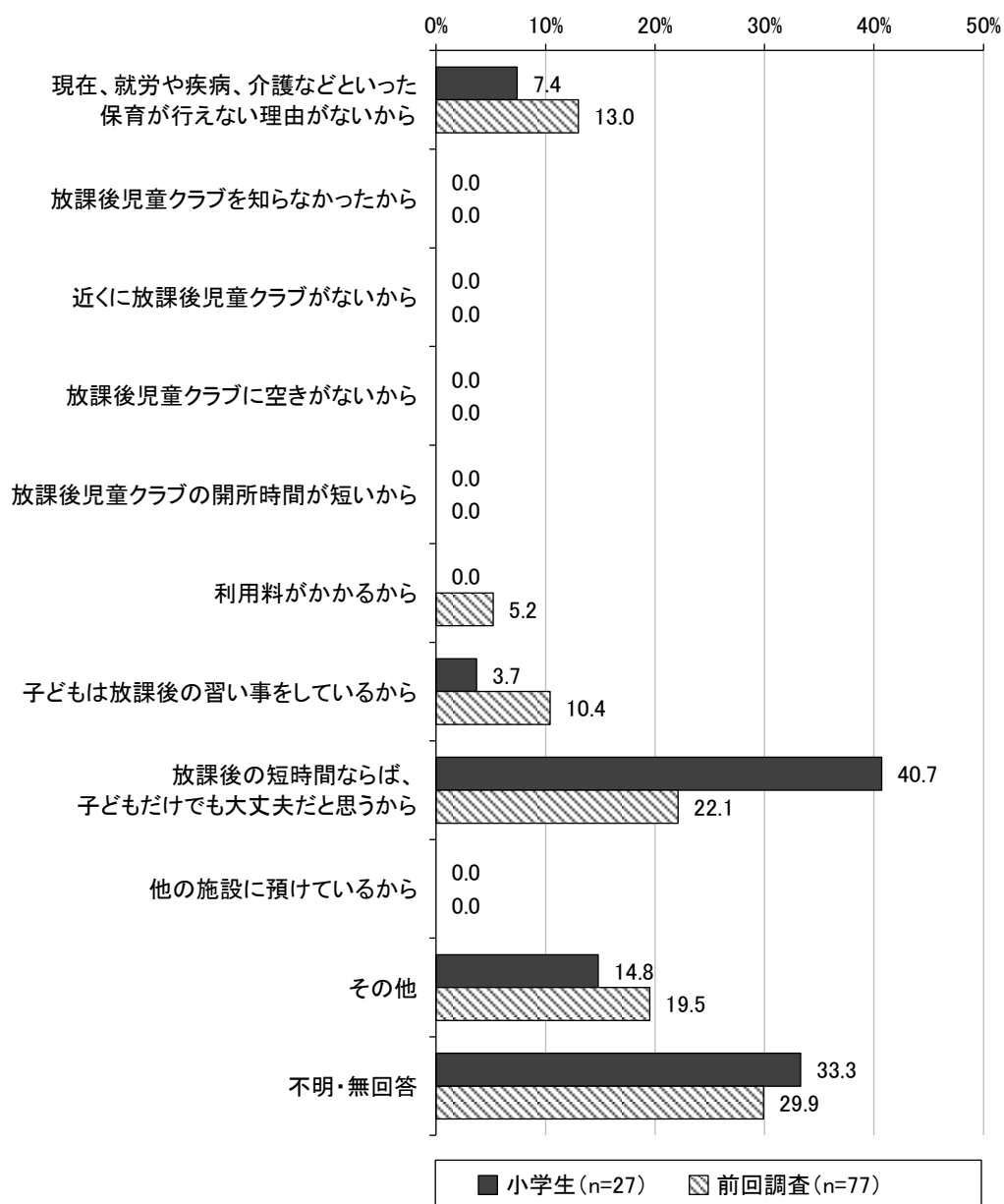
⑯放課後児童クラブを利用している理由

全体では「現在就労している」が90.0%と最も高く、次いで「病気や障がいがある」が10.0%となっています。前回調査と比較すると、「現在就労している」が10.0ポイント低くなっており、「病気や障がいがある」が10.0ポイント高くなっています。



⑰放課後児童クラブを利用していない理由

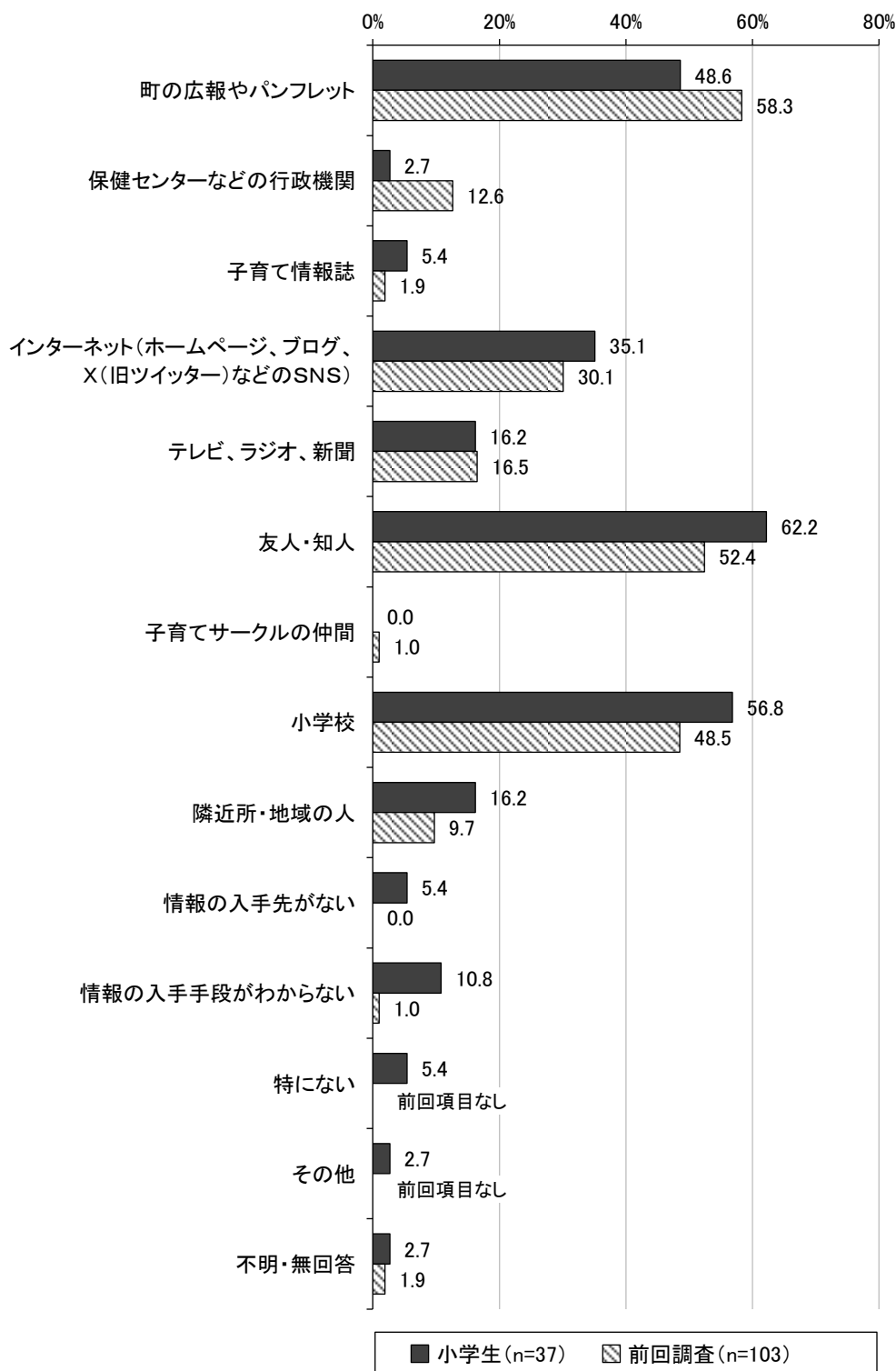
全体では「放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」が40.7%と最も高く、次いで「現在、就労や疾病、介護などといった保育が行えない理由がないから」が7.4%、「子どもは放課後の習い事をしているから」が3.7%となっています。前回調査と比較すると、「放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」が18.6ポイント高くなっています。



〈小学生〉子育て全般について

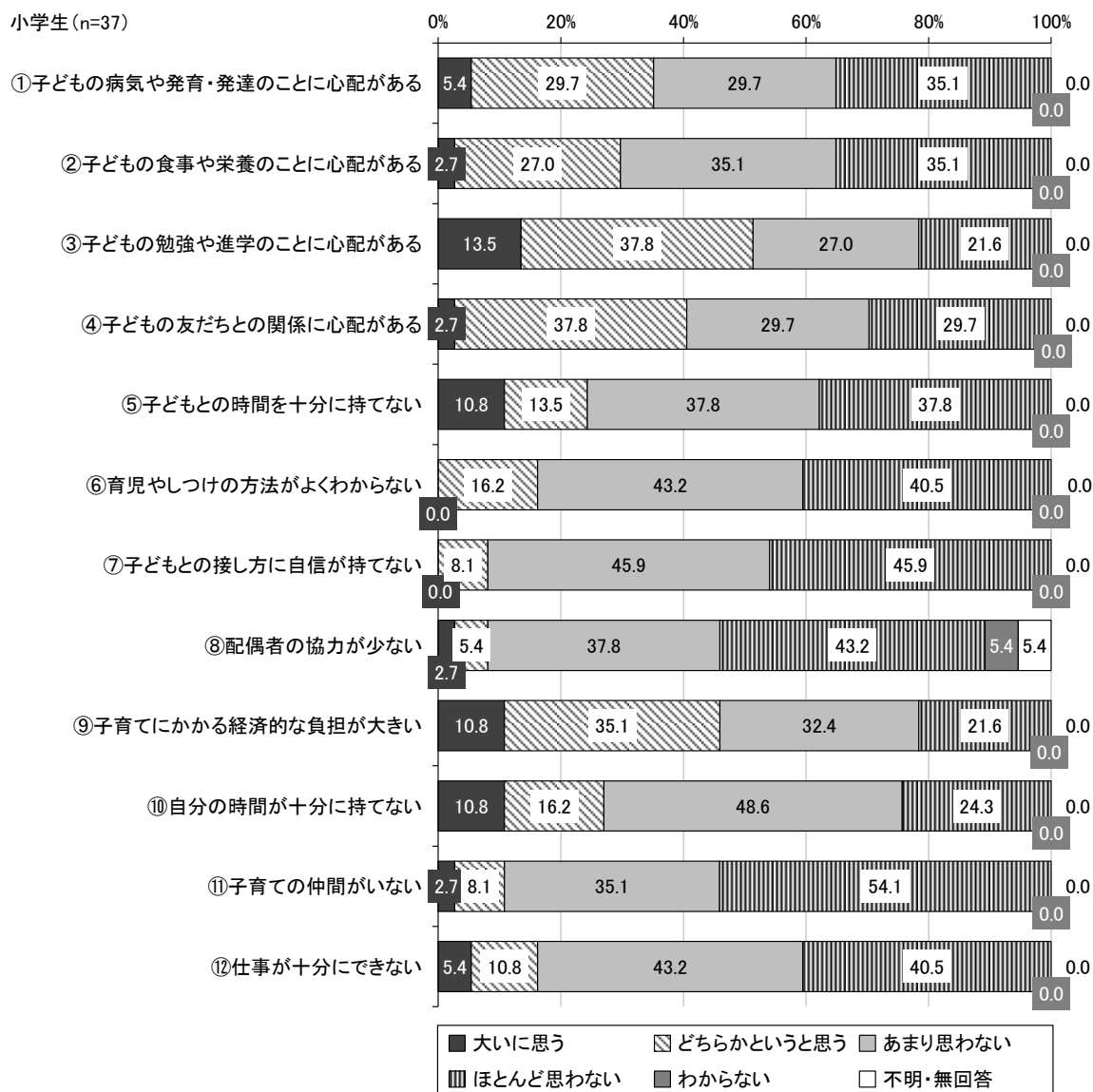
⑱子育てする上での情報の入手先

全体では「友人・知人」が62.2%と最も高く、次いで「小学校」が56.8%、「町の広報やパンフレット」が48.6%となっています。前回調査と比較すると、大きな差はありません。



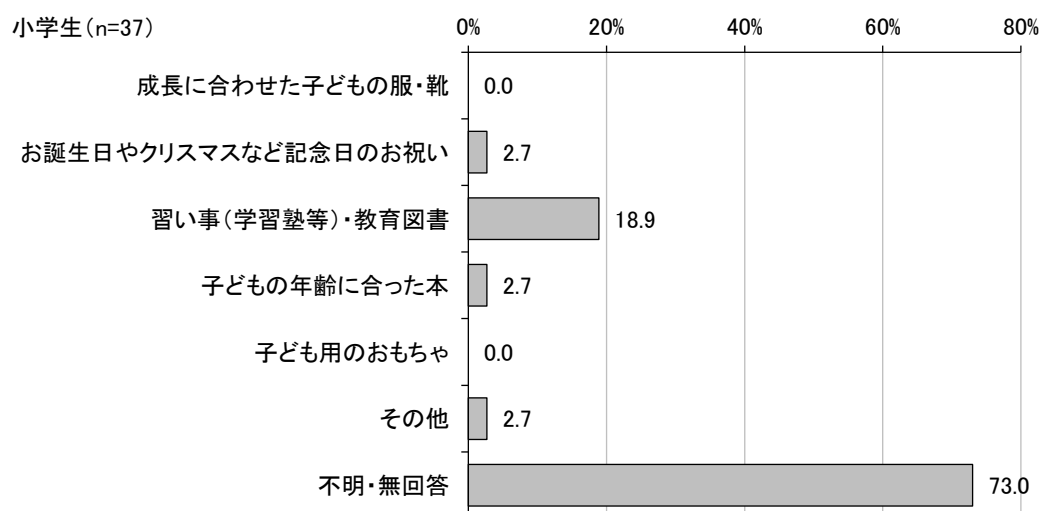
⑬子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

『思う』（「大いに思う」「どちらかというと思う」の合計）では「③子どもの勉強や進学のこと」に心配がある」が51.3%と最も高く、次いで「⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい」が45.9%、「④子どもの友だちとの関係に心配がある」が40.5%となっています。



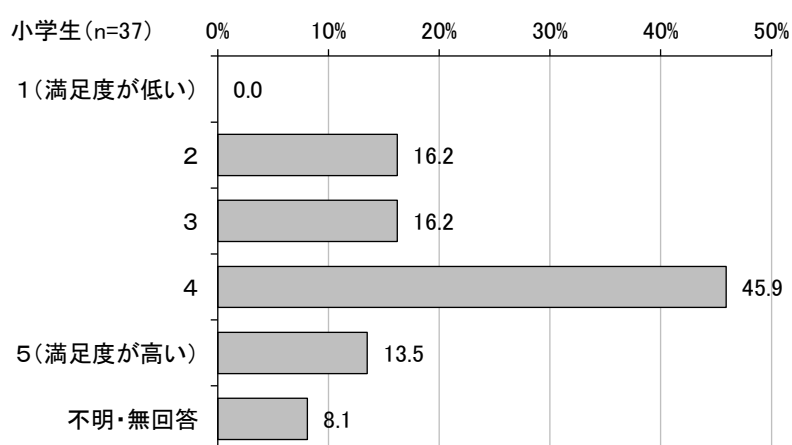
②⑩経済的な理由で子どもに与えることができなかったもの

全体では「習い事（学習塾等）・教育図書」が18.9%と最も高く、次いで「お誕生日やクリスマスなど記念日のお祝い」「子どもの年齢に合った本」がともに2.7%となっています。



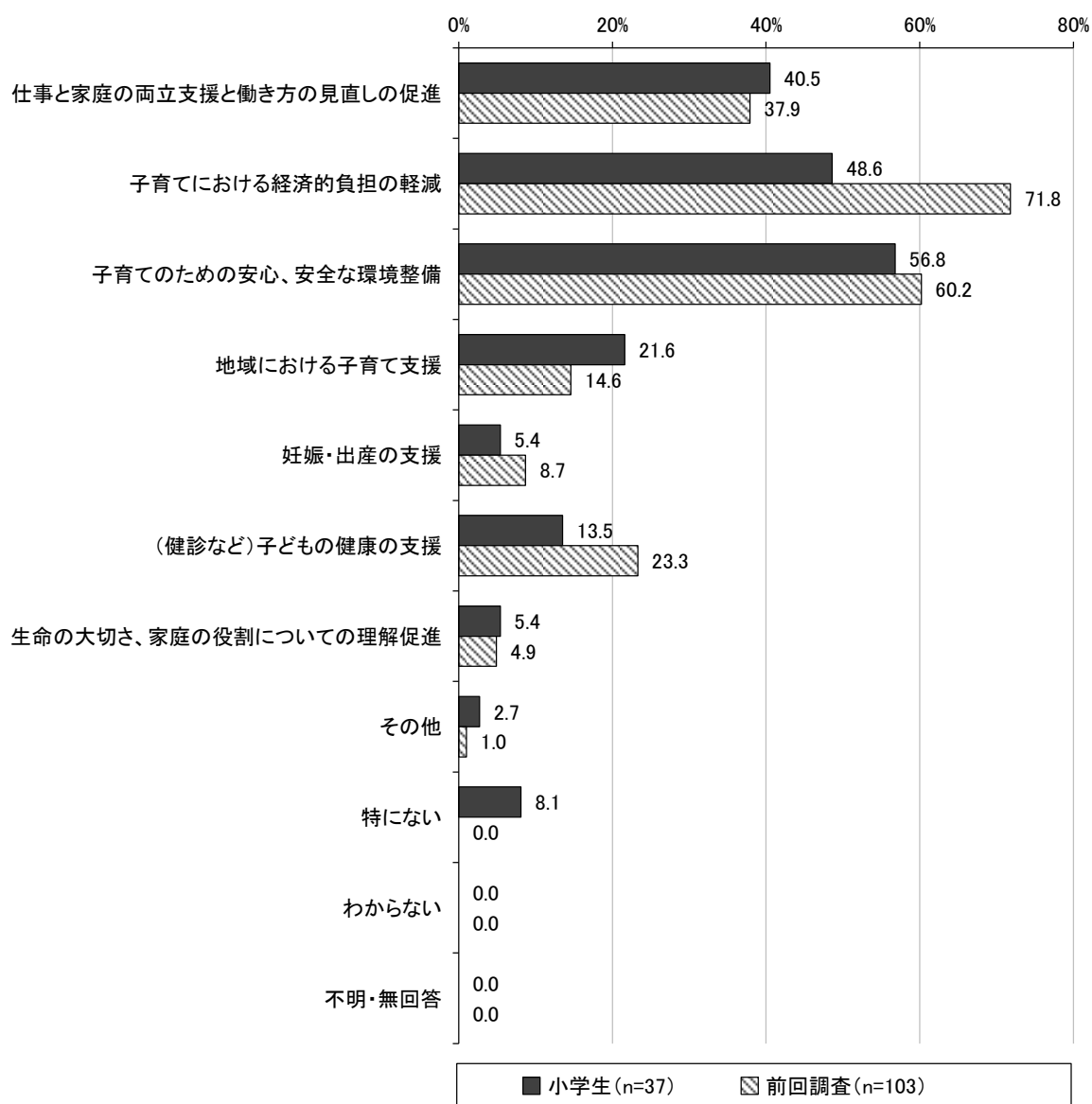
②⑪住んでいる地域における子育ての環境や支援への満足度

全体では「4」が45.9%と最も高く、次いで「2」「3」がともに16.2%となっています。



②望ましい子育て支援施策

全体では「子育てのための安心、安全な環境整備」が56.8%と最も高く、次いで「子育てにおける経済的負担の軽減」が48.6%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が40.5%となっています。前回調査と比較すると、「子育てにおける経済的負担の軽減」が23.2ポイント低くなっています。



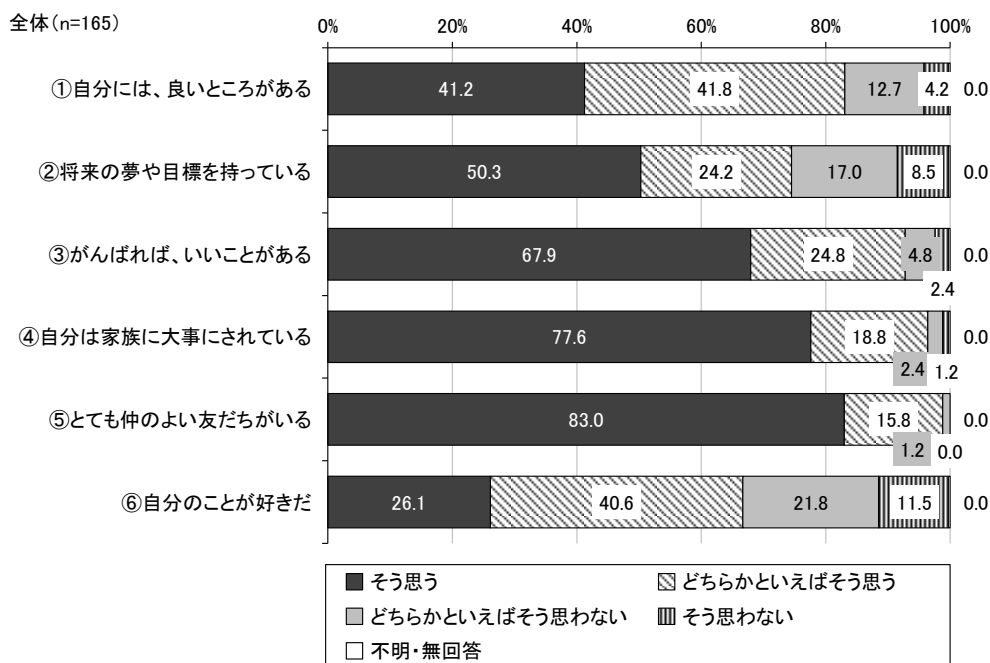
子どもの意見調査より

※調査は、町内の小学5・6年生と中学生を対象としています。

※調査結果は一部抜粋しています。

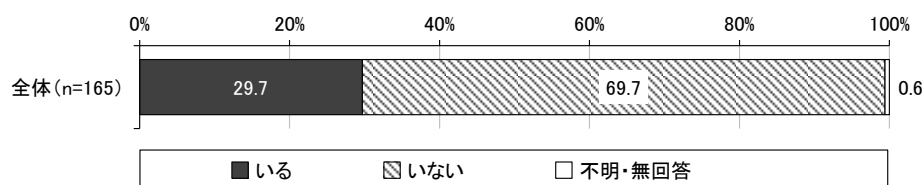
自分自身に対する思いや気持ちについて、最も近いものを教えてください。

『そう思う』（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）では「⑤とても仲のよい友だちがいる」が99.8%と最も高く、次いで「④自分は家族に大切にされている」が96.4%、「③がんばれば、いいことがある」が92.7%となっています。



家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

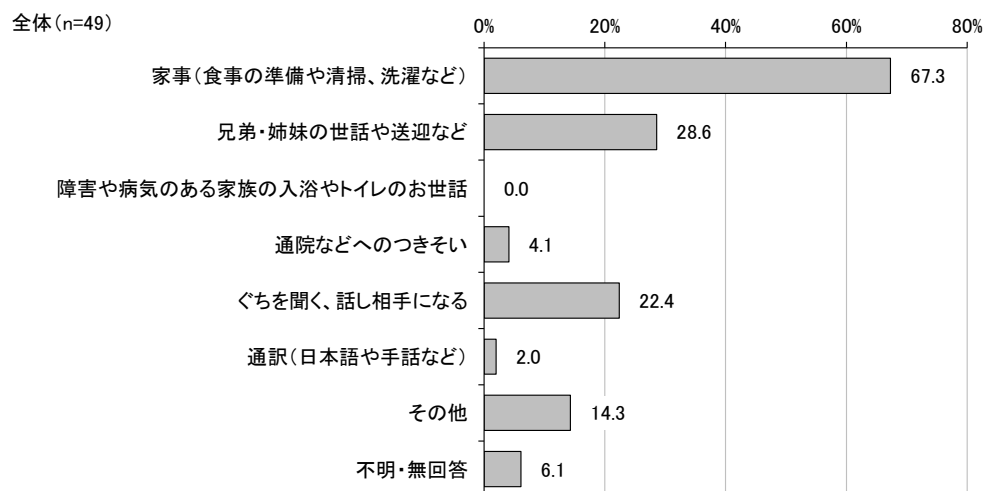
「いる」が29.7%、「いない」が69.7%となっています。



※ここでいう「お世話」とは、本来おとなが行う家事や家族の世話などを毎日のようにすることを表します。

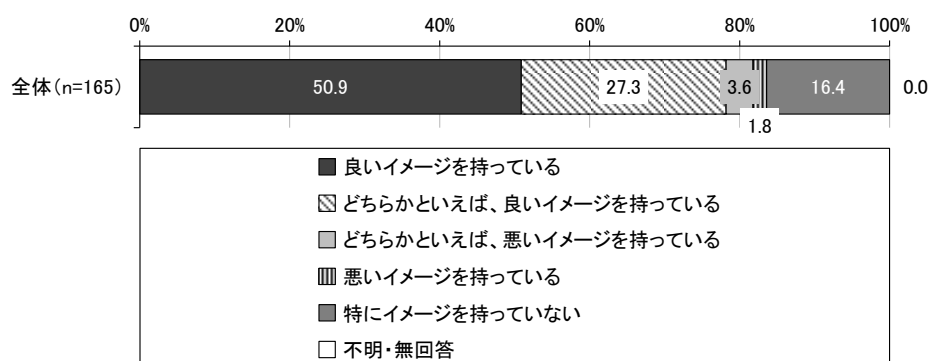
どのようなお世話をしていますか。

「家事（食事の準備や清掃、洗濯など）」が67.3%と最も高く、次いで「兄弟・姉妹の世話や送迎など」が28.6%、「ぐちを聞く、話し相手になる」が22.4%となっています。



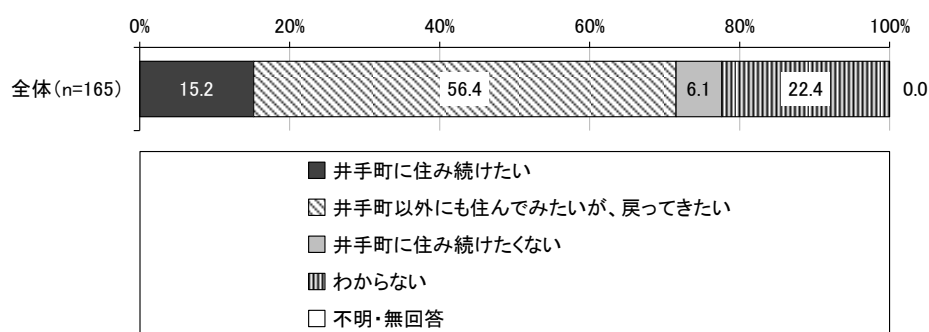
あなたは、井手町に対してどのようなイメージを持っていますか。

「良いイメージを持っている」が50.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば、良いイメージを持っている」が27.3%、「特にイメージを持っていない」が16.4%となっています。



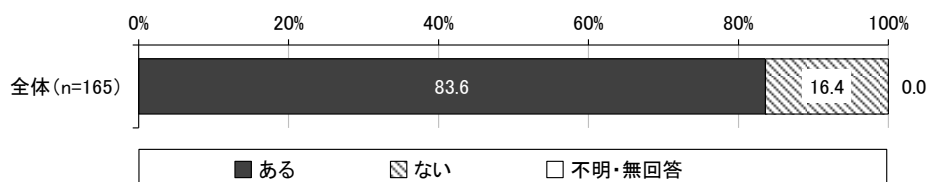
あなたは、10年後も井手町に住み続けたいですか。

「井手町以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」が56.4%と最も高く、次いで「わからない」が22.4%、「井手町に住み続けたい」が15.2%となっています。



あなたは、井手町に愛着がありますか。

「ある」が83.6%と、「ない」の16.4%を上回っています。



調査結果を踏まえて…

ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を対象に、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべきとされています。ヤングケアラーの存在は表面化しにくく、支援が必要であっても気づかれないことが多いのが現状です。今回の調査では、家族の中にお世話をしている人がいるかについて、約3割の児童・生徒が「いる」と答えており、その内容は「家事」が67.3%、「兄弟・姉妹の世話や送迎」が28.6%でした。

現状は、ヤングケアラー自身が自分の状況を認識できていないケースが多く、家族のケアや世話を当たり前のこととして受け入れ、支援を求める必要性を感じていない場合があります。そのため、ヤングケアラー自身が自分の立場を理解し、必要に応じて支援を求められるよう、教育や啓発活動が重要となります。

また、井手町に対するイメージでは、「良いイメージを持っている」が50.9%、10年後も井手町に住み続けたいかについては「井手町以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」が56.4%でした。井手町に感じる愛着の理由では「自然が豊かなこと」「住んでいる人がやさしい」といった意見が多くみられました。

多くの時間を過ごす地域の中に子どもたち自身が楽しいと思える場所や機会、美しい自然など、安心感を得られる環境の存在は、まちへの愛着の醸成へとつながる考えられます。

3 第2期計画の評価

(1) 第2期計画の主な事業実績

①教育・保育事業

■教育事業〈1号認定〉

[実績の状況]

実績値は令和4年度までは量の見込みを下回っていましたが、令和5年度と令和6年度は量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は8月末時点の実績)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	8	8	8	7	7
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		4	4	4	9	10

■保育事業〈2号認定〉

[実績の状況]

実績値は増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度以降量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は8月末時点の実績)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	103	101	101	95	93
	確保の内容	103	101	101	95	93
実績値		103	105	103	110	106

■保育事業〈3号認定〉

[実績の状況]

実績値は増減を繰り返しながら推移しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

(単位：人／令和6年度は8月末時点の実績)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	74	73	72	71	71
	確保の内容	74	73	72	71	71
実績値		58	57	64	66	56

※教育事業・保育事業ともに、町内に住所がある児童の人数。町外の保育施設へ入所している人数を含む（広域利用）

②地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

[事業内容]

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

[実績の状況]

実績値は令和2年度以降増減を繰り返しています。

(単位：人／令和6年度は8月末時点の実績)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	46	45	45	44	43
	確保の内容	46	45	45	44	43
実績値（延べ人数）		801	554	994	773	485

■放課後児童健全育成事業

[事業内容]

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室などにおいて居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

[実績の状況]

実績値は令和4年度以降増加しており、令和6年度は量の見込みを上回っています。

(単位：人／令和6年度は実績見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	104	100	84	81	77
	確保の内容	104	100	84	81	77
実績値		83	69	71	75	82

■子育て短期支援事業

[事業内容]

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などへの入所により、必要な保護を行う事業です。

[実績の状況]

利用実績はありませんでした。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

■地域子育て支援拠点事業

〔事業内容〕

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔実績の状況〕

実績値（延べ人数）は令和4年度以降増加しています。

（単位：人回／令和6年度は実績見込み）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	363	356	353	349	349
	確保の内容	363	356	353	349	349
実績値（延べ人数）		1,181	744	1,060	1,497	1,484

※人回：利用者数×利用回数の合計

■一時預かり事業（幼稚園での預かり保育：在園児対象型）

〔事業内容〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所、ファミリー・サポート・センターなどで、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）」と「在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）」の2種類があります。

〔実績の状況〕

令和6年現在、本町では幼稚園を開設していないため、幼稚園での預かり保育は実施していません。

（単位：人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

■一時預かり事業（子育て支援センター：在園児対象型以外）

〔実績の状況〕

実績値は増減を繰り返しながら推移しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

（単位：人日／令和6年度は実績見込み）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2,140	2,092	2,092	2,015	1,995
	確保の内容	952	930	930	896	887
実績値		272	197	507	235	383

※人日：利用者数×利用日数の合計

■ファミリー・サポート・センター事業

〔事業内容〕

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

〔実績の状況〕

令和6年現在、本町では実施していません。

（単位：人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

■妊婦健康診査事業

〔事業内容〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中、必要に応じた健康診査を実施する事業です。

〔実績の状況〕

実績値は令和4年度以降減少しており、令和2年度以降量の見込みを上回っています。

（単位：人／令和6年度は実績見込み）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	47	44	43	41	38
	確保の内容	47	44	43	41	38
実績値		56	57	54	53	50

■乳児家庭全戸訪問事業

〔事業内容〕

保健師などが生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

〔実績の状況〕

実績値は令和2年度以降増減を繰り返しており、令和6年度は量の見込みを上回っています。

（単位：人／令和6年度は実績見込み）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	32	30	31	31	30
	確保の内容	32	30	31	31	30
実績値		34	32	38	25	34

■養育支援訪問事業

[事業内容]

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

[実績の状況]

実績値は令和2年度から令和5年度まで増加しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

(単位：人／令和6年度は実績見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	20	21	23	24	26
	確保の内容	20	21	23	24	26
実績値		5	6	8	11	10

■利用者支援事業

[事業内容]

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

[実績の状況]

令和2年度以降1か所で実施しており、量の見込みを下回っています。

(単位：か所／令和6年度は実績見込み)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		1	1	1	1	1

■病児保育事業

[事業内容]

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などにおいて、病気の児童を一時的に保育する事業です。

[実績の状況]

令和6年現在、本町では実施していません。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業内容]

低所得者（世帯）を対象に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

[実績の状況]

令和6年現在、本町では実施していません。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

③その他の事業

■産後ケア事業

[事業内容]

助産師が家庭訪問し、出産後の悩みについて相談支援、実技指導、ケアを行う事業です。

[実績の状況]

実績値は令和2年度以降増減を繰り返していますが、令和6年度は6人となっています。

（単位：人／令和6年度は実績見込み）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1	6	3	1	6

(2) 第2期計画の取り組み状況

基本目標1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり

施策名		第2期計画の取り組み状況
1	妊産婦／新生児訪問指導等の充実	妊婦訪問は、令和2年度25回、令和3年度20回、令和4年度15回、令和5年度23回でした。令和6年度実施予定です。 新生児・乳幼児訪問は、令和2年度44回、令和3年度40回、令和4年度46回、令和5年度32回でした。令和6年度実施予定です。
2	小児救急医療体制に関する情報提供の充実	母子手帳交付時や新生児訪問時に小児救急電話相談（#8000）の説明を実施。町ホームページなどにより情報提供しています。
3	情報提供や育児相談など相談体制の充実化	育児相談延べ人数は、令和2年度89人、令和3年度122人、令和4年度125人、令和5年度107人でした。令和6年度実施予定です。
4	不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児健康診査の際、リーフレットを配布し、不慮の事故予防について保護者への指導を実施しています。
5	チャイルドシートの補助金の交付	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、6歳未満の児童を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシート等購入費に対する補助金を交付しています。
6	ひとり親家庭への生活援助の推進と自立への支援	ひとり親家庭に対し、漏れなく制度の案内を実施し、相談などがあった場合は、適切に必要な機関へ案内しています。
7	要支援家庭に対する経済的支援と相談体制の充実	毎年度当初の家庭訪問において、町の援助制度の案内を保護者に渡しています。その際保護者から就学支援についての相談を受けています。
8	産後ケア事業	産後ケア事業利用者延べ人数は、令和2年度4人、令和3年度1人、令和4年度6人、令和5年度3人でした。令和6年度事業継続予定です。
9	学校給食への食物アレルギー対応	アレルギー対応が必要な児童・生徒に対して対応食を提供しています。 R2対応人数12人（提供日数48日、延べ食数125食） R3対応人数11人（提供日数60日、延べ食数149食） R4対応人数10人（提供日数137日、延べ食数356食） R5対応人数12人（提供日数169日、延べ食数402食）
10	学校給食費の全額補助	給食費の全額補助を物価高騰分も含めて実施しています。
11	貧困家庭の子どもへの支援	低所得の子育て世帯への給付金等の事業を遅滞なく必要な世帯へ給付金を支給しています。

12	幼児教育・保育無償化の実施	幼児教育・保育の無償化（3～5歳児）の実施。令和5年度からは第2子以降保育料の無償化、給食費（0～2歳児）、副食費（3～5歳児）の無償化を実施しています。また、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児と住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料を無償化しています。
13	母子健康手帳の交付	母子手帳交付数は、令和2年度39人、令和3年度37人、令和4年度31人、令和5年度34人でした。
14	妊娠・出産に関する各種相談の充実	妊婦訪問や育児相談事業、健診事業の機会を利用し、個別対応しているほか、電話での相談機会を提供しています。
15	乳幼児健康診査の実施	令和2年から令和5年度の実績は、乳児健診6回／年、1歳6か月児健康診査6回／年、3歳児健康診査4回／年でした。令和6年度も同様に実施予定です。
16	各種予防接種の実施	新生児訪問時に予防接種の説明をすると同時に予診票を配布しています。乳幼児健診時に予防接種の接種状況について確認し、個別に声掛けをしています。
17	母子保健事業における食生活に関する啓発の推進	育児相談における栄養相談、乳児健康診査などでの情報提供をしています。
18	障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成	支援が必要な保護者に対し、確実に支給を行うことができました。 R2：158,000円 R3：139,000円 R4：147,000円 R5：180,000円
19	児童手当の支給	制度の改正に適切に対応し、必要な世帯に遅滞などなく、確実に支給を行うことができました。
20	子育て家庭への医療費の助成	R2年度：778人へ17,207,238円の助成 R3年度：757人へ19,205,710円の助成 R4年度：763人へ18,832,896円の助成 R5年度：699人へ24,312,588円の助成 ※人数：各年度末

基本目標 2 子どもの育ちを支える仕組みづくり

施策名		第 2 期計画の取り組み状況
1	子どもの虐待防止対策の充実	関係機関が情報を共有し、連携を図れました。
2	社会教育／学校教育の連携強化	I D E ゆうゆうスポーツクラブやきらきらランドを実施し、地域の方と連携し児童の成長を見守っています。 青少年健全育成連絡会議（育てる会理事・支部長と 3 小中学校校長・PTA 会長） R 2：中止 R 3：中止 R 4：前半の会議は実施、後半のパトロールは中止 R 5：前後半とも実施 R 6：前後半とも実施
3	喫煙／飲酒／薬物乱用防止教育の推進	京都府警や地域の警察などと連携し、各学校で薬物乱用防止教室や非行防止教室、スマホ人権教室などを実施しています。
4	特別支援教育の充実	井手やまぶき支援学校の教員に講師を依頼して、夏季校内研修会などで、教職員に対して特別支援教育の学習を進めています。また、特別支援教育コーディネーターが中心となって、児童・生徒一人ひとりの実態分析や支援の仕方について対応しています。 町内小・中学校と、井手やまぶき支援学校との共同学習を計画的に行い、音楽交流、給食交流やポッチャ、ペタビンゴ、ボルダリングなどを通して交流を深めることができました。
5	障がい児保育の充実	臨床心理士や作業療法士による巡回相談を実施、また他機関での受診の際も同行し、アドバイスを受けながら日々の保育に取り入れています。 対象児には支援加配を配置し、個別指導計画を作成しています。また、関係諸機関・保護者・担任がスムーズに次年度につなげるよう「引継ぎファイル」を作成し、保育園から中学校まで使用しています。 【巡回相談】 令和 2 年度 27 回、令和 3 年度 29 回、令和 4 年度 30 回、令和 5 年度 30 回
6	被害にあった子どもの保護の推進	関係機関の紹介や情報提供に努めました。
7	体験を重視した心の教育の充実	井手やまぶき支援学校との交流を通し、様々な個性があることを知り、一人ひとりの違いを認め合っています。 田植えやちまき作り、ゲンジボタルの授業など、地域の方が講師となる体験型の特別授業を小学校で実施しています。中学校においても職場体験では地域の事業所にお世話になり、キャリア教育の推進に努めています。

8	保育園職員などの研修の実施	保育に関する専門的な研修を3園の職員合同で実施しています。 R3年度：4回開催、15人参加 R4年度：2回開催、5人参加 R5年度：開催なし R6年度：2回開催、69人参加
9	学校施設の開放	令和5年・令和6年の体育館は泉ヶ丘中1週間14枠全て使用。泉ヶ丘グラウンドナイター使用は14枠中7枠使用。多賀小・井手小体育館使用はいずれも14枠中7枠使用しています。1日2枠（前18：00～20：00、後20：00～22：00）
10	児童館活動の充実	令和2年度から5年度5月の期間については、新型コロナウイルス感染症防止対策の関係上制限された環境で次のような事業を実施してきたところです。令和2年度から3年度は学習会、習字教室、工作教室、菜園活動。令和4年度から和太鼓教室、スポーツ交流教室、科学体験教室が追加でき、令和5年度5月以降は制限がなくなり、飲食も含めた各種事業が実施可能となりました。 R2年度実績：1,046名 R3年度実績：2,147名 R4年度実績：2,113名 R5年度実績：3,041名 R6年度実施済 自由来館・体育館、小学生学習会・スポーツ活動、中学生学習会、漢字検定年3回、和太鼓教室年5回、スポーツ交流教室年5回、コーラス教室年12回、科学体験教室年5回、習字教室年2回、お楽しみ会年9回、英語で遊ぼう年12回、プログラミング教室年8回（16時間）、中学生交流会年3回、ヒップホップダンス教室年25回、菜園活動年2回、工作教室年4回、解放文化祭工作コーナー年1回、スポレク年16回
11	青少年の社会参加活動の推進	青少年の主張大会を実施しています。 R2・R3・R4：中止 R5：4年ぶりに実施 R6：実施済
12	地域における世代間交流の促進	老人会とのサツマイモの苗植え・収穫・収穫祭（玉川保・いづみ保）・敬老祝賀会（各園持ち回り）・新年会・交流会（多賀保）・しんこ団子作り（玉川保）などを通して老人会と保育園の交流を行っています。その他、更生保護女性会、ゆうゆうスポーツクラブ、井手支部などの地域の方にも園行事に参加してもらい園児、保護者に関わってもらっています。
13	思春期保健への取り組み	新型コロナウイルス感染拡大の影響があり令和2年度から令和5年度まで実績はありませんでした。令和6年度実施予定はありません。

14	児童虐待・障がいに対する正しい知識と理解を深めるための研修	京都府や保育協会主催の研修、支援学校主催の研修などに参加しています。 井手町特別支援教育連絡会において定期的に研修を実施し、教職員が障がいに対する理解が深められるように努めています。
15	性教育の推進	各校で外部講師を招いた性教育を実施するなど、性教育の推進に努めています。
16	生涯学習の必要性の啓発	「井手玉川大学」「家庭教育学級」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、基本的に令和2年度から4年度は、一部「人権のつどい」「男女共同参画」などを除いて講座は開催できず、『お井手やす』を通じて中止を周知しました。令和5年度は講座復活により『広報いで』で講座開催の広報・周知を行いました。
17	社会体育施設の利用促進	新四郎山グラウンドの防球ネットの修繕や水はけの改善などを図るための土入れ、グラウンド周辺の竹の伐採などの整備を行いました。 さらに、ナイター設備の充実を図るため、泉ヶ丘中学校の照明の改修を行いました。
18	学校評議員制度の推進	定期的に学校評議員会を開催し、学校評議員の意見を踏まえた学校運営ができています。
19	情報化教育の推進	授業の中でネットマナーについて指導する機会を設け、外部講師を招いた情報リテラシーの授業を実施しています。また、ICTを活用した授業改善も進めており、社会の変化に対応できる子どもの育成を推進しています。
20	青少年健全育成活動の推進	7月初旬にJR玉水駅前とJR山城多賀駅前において、薬物乱用防止や非行防止等の青少年健全育成啓発活動を行いました。また、文化祭の初日に、住民の子どもたちへの理解を深めるため、青少年の主張大会を開催しました。
21	図書館活動の充実	おもちゃ図書館出張貸出（延べ124名参加、471冊を貸出） ワクワクドキドキおはなしのじかん（延べ297人参加） 絵本の贈呈（延べ351人参加）
22	食に関する学習の充実	えんどう豆のさやむきを井手小学校、多賀小学校2・3年生で毎年実施しています。トウモロコシの皮むきを井手小学校、多賀小学校1年生で毎年実施しています。それぞれ授業で扱った食材のメニューを給食で提供しています。

23	給食だよりなどによる食に関する保護者への啓発促進	試食懇談会で子どもの給食の様子への参観の後、給食の試食を行い、園の栄養士からの話を聞いてもらい食についての啓発を行っています。また、毎月給食だよりを発行して情報提供を行い、毎日の献立を子どもの迎えの際に見てもらえるよう展示食を行っているほか、SNSを利用し、毎日の給食を発信しています。 小中学校毎に給食だよりの発行（毎月） 毎日の給食メニューのSNS発信（毎日） 学校給食センター運営委員会の開催（毎年）
24	乳幼児期からの食育推進とバランスの良い食事の提供	菜園活動やクッキング保育を通し食物に対する興味や関心を持ち、季節の行事食や旬の食材を使った献立を食べることで食について楽しくさまざまな経験ができるようにしています。
25	バラエティ豊かな給食の提供	11月24日の「だしで味わう和食の日」に合わせて、井手小学校、多賀小学校の5年生を対象に「だし」の授業を実施（毎年）しています。また、井手小学校、多賀小学校6年生は給食の献立づくりを行い、その献立により給食を実施（毎年）しています。

基本目標 3 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

施策名		第 2 期計画の取り組み状況
1	地域子育て支援センターの充実	令和 3 年度に施設の改修を行いました。また、おもちゃ図書館などのイベントを令和 3 年度から継続的に実施することにより、住民の方と触れ合う機会が増え、より密接な機関となりました。
2	子育てサークル活動への支援	子育てサークルに興味がある保護者には、サークルの代表者などにつなぎ、サークルの参加を促進するとともに、子育て支援センターと子育てサークルが連携して事業などを行うことにより、活動の支援を促進しています。
3	子育て支援における関係機関との連携	各機関の連携により、育児相談、保育園の園庭開放などさまざまな事業を実施し、連携の強化を図っています。
4	放課後児童クラブの充実	新型コロナウイルス感染者の影響で数日閉所する時がありましたが、閉所は最小限に努め、感染拡大防止対策を講じて開所できました。
5	男女がともに参画できる子育て学習会の充実	年間 4 講座を実施しました（但し、令和 2 年・3 年は「子どもの人権」講座を除き中止）。
6	男女共同参画の啓発	井手玉川大学の講座とも兼ねて「男女共同参画講演会」を開催（但し、令和 2 年・3 年は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）し、学習機会を提供しました。
7	子育てに関する情報提供の充実	毎年度遅滞なく発行し、情報を周知することができました。また、町独自の制度だけをまとめて掲載するなど、工夫することにより、見やすい子育て情報誌となるよう努めました。
8	地域における子育て支援の重要性の啓発	町行事（町文化祭、解放文化祭など）への参加や、町内施設の利用（園外保育、遠足など）を通して、子どもたちが地域の人たちとのつながりの中で成長しているということを啓発しています。
9	放課後児童クラブの指導内容などの充実	指導員会議を毎月実施しました。新たに 4 名が支援員認定研修を受講し、京都府の開催する研修会、講習会にも参加しました。
10	井手町特定事業主行動計画の推進	育児休業取得率 男性 R 2 : 25% → R 5 : 0 % 女性 R 2 : 100% → R 5 : 100 % 時間外勤務 1 人当たり年間平均 R 2 : 50.7 時間 → R 5 : 71.2 時間
11	女性の自立と社会参加を進める環境整備	井手玉川大学の講座とも兼ねて「男女共同参画講演会」を開催（但し、令和 2 年・3 年は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）し、学習機会を提供しました。

基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

施策名		第 2 期計画の取り組み状況
1	豊かな自然を活かした公園整備	点検や除草などの維持作業を毎年実施しました。
2	快適で安全な住宅の整備	木造住宅耐震改修補助事業を実施することはできましたが、説明会やダイレクトメールについては実施することができませんでした。
3	生活空間／公共施設のバリアフリー化	バリアフリー検討委員会で町内施設に関する意見を伺い、必要に応じて関係課に照会し、改修などを実施しています。 R 3：玉泉苑障がい者トイレ改修 R 4～5：多賀阿弥陀寺付近、東北河原下排水改修など
4	「京都府福祉のまちづくり」の推進	バリアフリー検討委員会で出される意見は、当該条例に規定される整備事項以外の社会的障壁（バリア）をなくすための合理的配慮について、求められることが多くあります。
5	ふるさと意識の醸成	「むすび家 i d e」の取り組みを通して大学生と小学生の交流を進めています。築 100 年を超える古民家を改装して造られた「むすび家 i d e」を会場に、京都産業大学と連携し、小学生の学び支援事業「寺子屋」を実施しています。 R 2～3：新型コロナ蔓延防止のため中止 R 4：オンライン形式で 2 回、対面形式 1 回実施（延べ 12 名参加） R 5：対面形式で 9 回実施（延べ 94 名参加） R 6：小学校において 6 月より実施中（全 9 回予定）
6	防犯設備の整備促進	防犯カメラや防犯灯などを設置することを進め、警察や関係団体の方々と連携して、防犯意識を高めることができています。 防犯灯：45 か所、防犯カメラ：9 か所
7	防犯意識の啓発促進	警察から配布されたチラシや広報・ホームページなどを活用して、交通安全の推進及び防犯意識の向上を行うことができています。
8	夜間パトロールの強化	青少年健全育成連絡会議後の啓発パトロール、多賀地区の夏期休業中の夜間パトロールを実施しています。 R 2・3・4：中止 R 5：実施 R 6：実施予定

9	安全管理に関する取り組みの徹底	保育園の消防設備点検を実施しています。また、毎月実施する避難訓練により、子どもたちに避難の方法や自身の命を守る方法を伝え、非常時の職員の役割や対応を確認しています。 教職員が学校施設の割り当てられた箇所を点検しています。安全担当が集約し教頭が最終確認の上、教育委員会に報告しています（主な学校施設は毎月1回、非構造部材は毎学期1回実施）。
10	交通安全教育の充実	警察署の研修に職員が参加したり、警察署からの交通安全教材を使い子どもたちに交通安全教育を行ったりしています。また、園から配布する安全だよりなどで保護者向けに交通安全の啓発を行っています。京都府から提供された自転車用ヘルメットを活用し、自転車利用時のヘルメットの着用促進を図っています。ほかに、交通安全教室や非行防止教室などを警察と連携して実施し、交通安全教育の充実を図っています。
11	府営住宅の入居者募集案内の情報提供	府営住宅入居者募集案内書のパンフレットなどを配布、各担当課窓口を設置し、情報提供に努めました。また、町営住宅などの申込時に井手町外に在住で、井手町へUターンし、子育てを希望する方〔18歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）を養育している世帯〕も申込可能としました。
12	安全な道路交通環境の整備	令和5年度に町道2号線の拡幅により、町内へスーパーを誘致しました。
13	大人への交通マナーの啓発促進	毎年、春と秋の2回、全国交通安全運動の期間中に啓発活動を行い、交通マナーの向上の促進につなげています。
14	チャイルドシート着用の啓発促進	園から配布の「安全だより」や「送迎時のお願い」などで保護者向けにチャイルドシート着用の啓発を行っています。

4 課題のまとめと方向性

出産から成人まで、小さなまちならではの切れ目ない支援の充実に向けて

本町では、「子育てするなら井手町で」をキーワードに、子育てする人や子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいます。

18歳までの医療費や第2子以降の保育料、保育園・小中学校の給食費の無償化など、子育て家庭にやさしい制度のほかに、未来を担う子どもたちの健全な成長に向けた教育環境の充実を進め、日々の子育てから学校教育など、多様化する子育てニーズに対応しています。中でも、保健センターや保育園、子育て支援センター、小学校の連携による子どもたちの成長の見守りや、子育て支援コンシェルジュのサポートによる相談支援は、小さなまちならではの体制です。

ただ、その一方で、本計画の策定に係るアンケート調査によると、「望ましい子育て支援施策」では、「子育てのための安心、安全な環境整備」に対するポイントが高くなっています。また、就学前児童のいる家庭では依然として7割が経済的負担を感じていることもあり、今後も子どもの健やかな育ちの実現に向けて、より一層の支援の充実が必要となっています。さらに、共働き家庭の保育ニーズへの対応や、ひとり親家庭が抱える困難への対応、子どもの貧困対策の推進などは近年特に重要視されている課題となっており、各家庭の課題を踏まえた総合的な支援が求められます。

また、関係団体へのヒアリング調査では、「町内に幼稚園がなく、町外に通わせなければならない」「家庭や学校以外で子どもの居場所が必要である」といった意見があり、近隣市町との連携による教育・保育環境の充実や、地域における子どもの居場所づくりが求められます。

これらを踏まえ、支援を希望する本人や保護者の要望が高まる中、ニーズをどのように捉え、支援体制を整えていくのか、検討を進める必要があります。

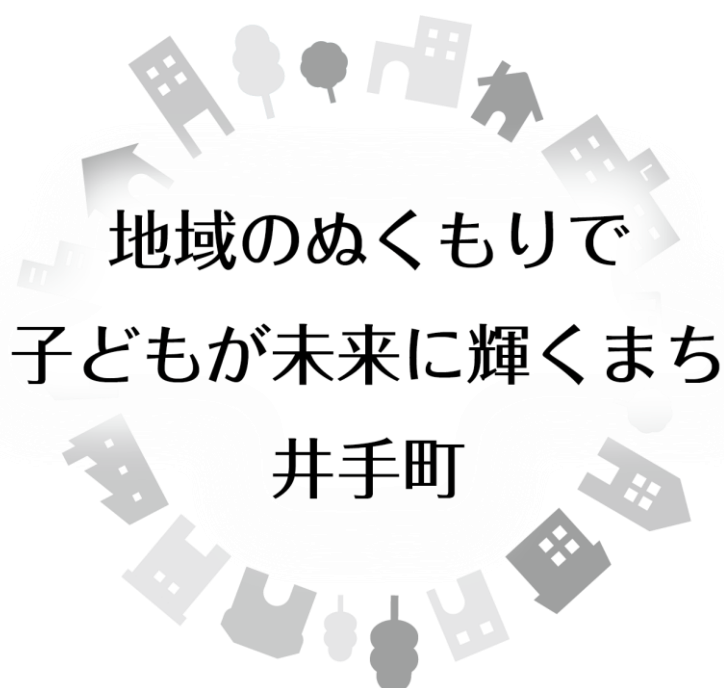
今後の方向性

- 放課後児童クラブ（学童保育）の利用についてニーズが高まっている一方、指導員不足の解消のためにも、地域で子どもを育てる活動に参加する人材の確保が重要です。
- 地域でより充実した子育て環境を整備し、子育て世帯を支援する団体や事業所などへの支援にも注力する必要があります。
- 働き方に対する考えが多様化していることを踏まえ、育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業などへの働きかけを強化する必要があります。
- 生活に困窮する世帯やひとり親世帯が増加していることを踏まえ、経済的な課題を抱えた家庭に対する支援をより一層充実させていくことが重要です。
- 子どもの発達についての相談への対応として、支援を必要とする子どもや家庭に向けた支援体制を充実させていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念と基本的な視点

本計画では、基本理念を第2期計画の「地域のぬくもりで子が育つまち いで」から「地域のぬくもりで子どもが未来に輝くまち 井手町」と改め、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行などを踏まえ、子どもの最善の利益が保証される「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「子どもが未来に輝くまち」の実現に向けて策定します。



基本的な視点

1. 子どもの視点に立った子育て支援を推進

子どもがかけがえのない存在として尊重されるよう、当事者の視点に立った子育て支援を進めます。

2. 全ての子育て家庭の支援を推進

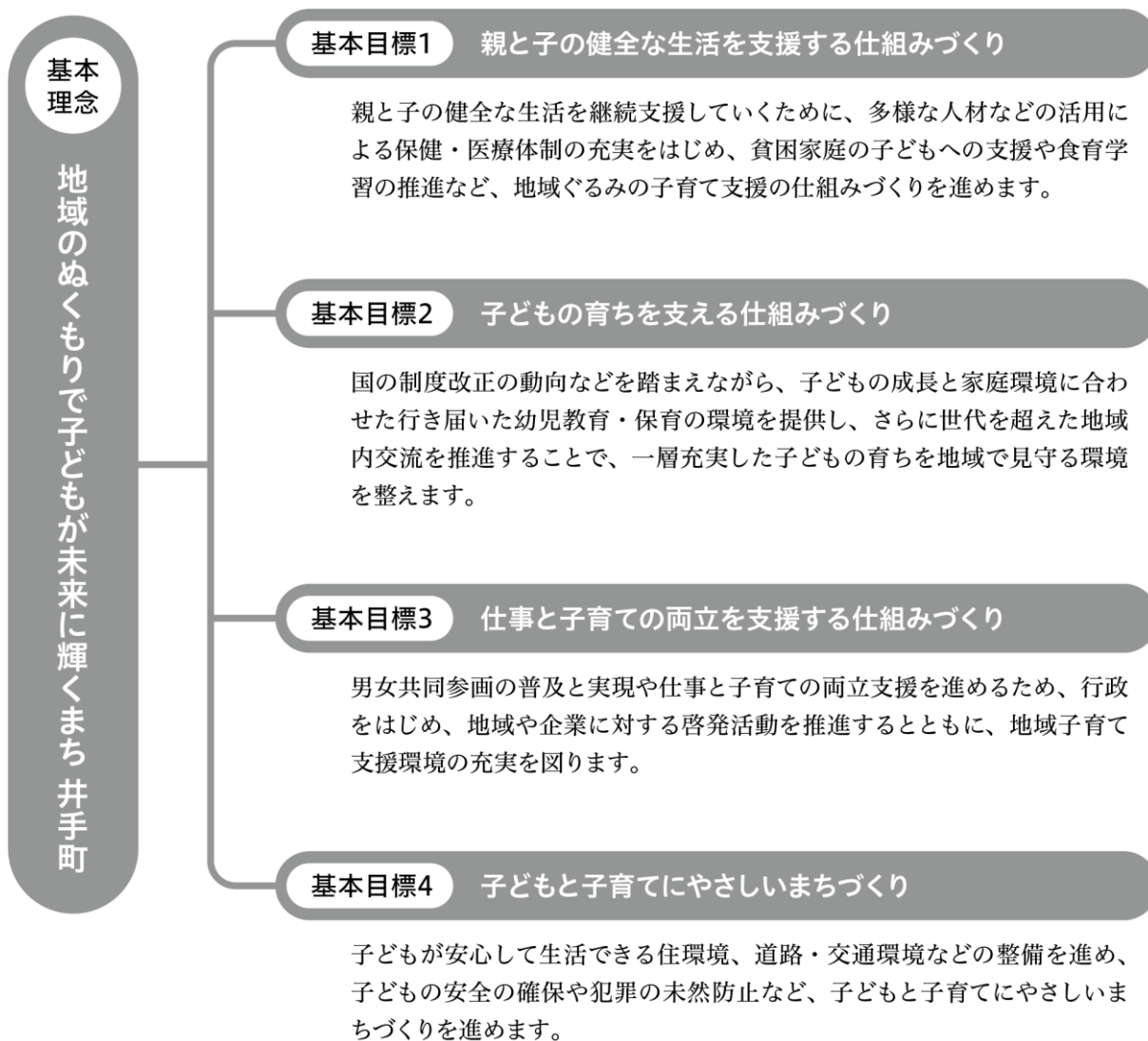
貧困と格差の解消を図るとともに、子どもとの生活に安らぎや夢を持ち続けられるよう、全ての子育て家庭が安心できる子育て支援を進めます。

3. 地域社会全体で子育て支援を推進

さまざまな人とのつながりや助け合いによって、子育ての楽しさやたいへんさが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政などが連携し、地域社会全体での子育て支援を進めます。

2 基本目標

基本理念や基本的な視点に基づき、第2期計画の施策を踏まえながら、4つの基本目標を掲げます。



第4章 施策の展開

基本目標1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり

親と子の健全な生活を継続支援していくために、多様な人材などの活用による保健・医療体制の充実をはじめ、子育て世帯の状況把握、経済的支援など、国の制度改正の動向も踏まえながら、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

関係機関と連携を図り、妊娠・出産から育児へと切れ目ない総合的・継続的な相談・指導体制を確保し、子どもと親の心身の健康づくりを進めます。

施策名		施策内容	担当課
1	妊産婦／新生児訪問指導等の充実	妊産婦／新生児訪問・養育支援訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業を実施し、妊娠・出産・育児相談や子育て支援情報の提供、継続支援が必要な家庭の把握を進めます。	保健センター
2	小児救急医療体制に関する情報提供の充実	母子手帳交付時や新生児訪問時に小児救急電話相談（＃8000）の説明を実施しています。また、町ホームページなどにより情報提供の充実に努めます。	保健センター
3	情報提供や育児相談など相談体制の充実	育児相談の場において、家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業など）の活用や、子どもの心身の発達・離乳、しつけなど、子育ての中で生じるさまざまな悩みに対応するとともに、パンフレットなどによるわかりやすい情報提供に努めます。	保健センター
4	不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児健康診査の際、リーフレットを配布し、不慮の事故予防について保護者への指導を行っています。	保健センター
5	チャイルドシートの補助金の交付	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、6歳未満の児童を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシートなどの購入費に対する補助金を交付しています。	住民福祉課
6	ひとり親家庭への生活援助の推進と自立への支援	ひとり親家庭に対して、京都府などの制度を利用できるよう、引き続き児童扶養手当をはじめとする京都府ひとり親事業受付事務等に努めます。	住民福祉課
7	要支援家庭に対する経済的支援と相談体制の充実	支援が必要な家庭に対し、学校と教育委員会が連携して、各種経済的支援制度を周知し、相談体制の充実を図ります。	学校教育課

施策名		施策内容	担当課
8	産後ケア事業	心身のケアや保健指導を必要とする出産後の母親、乳児に対して、助産師などによる産後ケアを行います。	保健センター
9	学校給食への食物アレルギー対応	食物アレルギーのある児童生徒に対して、原因となる食材を除去し、代替食や除去食を調理して提供を行います。	学校給食センター
10	学校給食費の全額補助	子育て支援策をより一層充実させるため、保護者負担軽減施策として学校給食費の全額補助を実施します。	学校給食センター
11	貧困家庭の子どもへの支援	経済的な困難を抱える家庭の子どもに対し、確実に支援の対象となるよう把握に努めるとともに、ニーズに応じた適切な支援を行います。	住民福祉課
12	幼児教育・保育無償化の実施	国・府の動向を踏まえつつ、幼児教育・保育無償化を実施することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	住民福祉課 学校教育課
13	保育事業 ICT 化の推進	保育事業の ICT 化を推進することにより、保育事業の効率化、保護者の利便性向上及び負担軽減を図ります。	住民福祉課
14	母子健康手帳の交付	保健センターにて、保健師などが母子健康手帳を交付する際にアンケート・面談を実施し、支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、現時点での不安の聴取を行い、妊娠や出産の不安の軽減に努めます。	保健センター
15	妊娠・出産に関する各種相談の充実	妊婦訪問や育児相談事業、健診事業の機会を利用し、悩みや不安に対して個別の対応に努めるとともに、電話での相談受付を行います。	保健センター
16	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康保持と疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じ、乳児健康診査（前期・後期）・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査を実施します。	保健センター
17	妊産婦健康診査の実施	妊婦が安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦健康診査を実施します。また、妊娠中の口腔内トラブルを改善、予防する妊婦歯科検診を実施します。	保健センター
18	各種予防接種の実施	麻しん、風しん、日本脳炎などの感染症から子どもを守るため、個別での各種予防接種を行います。また、未接種者に対して勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	保健センター

施策名		施策内容	担当課
19	母子保健事業における食生活に関する啓発の推進	離乳食相談、学校での出前教育などの実施や、育児相談などにおける指導内容の充実、乳児健康診査などでの情報提供により、好ましい食習慣を支援します。	保健センター
20	障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成	障がいのある子どもまたは保護者に対し、井手町心身障害児童特別手当などの支給を行い、経済的な負担を軽減します。	住民福祉課
21	児童手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	住民福祉課
22	子育て家庭への医療費の助成	子どもの医療費を助成することにより、次代を担う子どもの保健の向上及び福祉を増進し、子育て家庭の負担の軽減を図ります。	保健医療課
23	食に関する学習の充実	栄養教諭を中心として、給食の時間や各教科などにおいて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学年に合わせた食育学習を推進します。	学校教育課 学校給食センター
24	給食だよりなどによる食に関する保護者への啓発促進	保護者に対して、食についての情報や献立のレシピを提供し、食の大切さについての啓発を推進します。	住民福祉課 学校給食センター
25	乳幼児期からの食育推進とバランスの良い食事の提供	乳幼児期からたくさんの食材に触れ、「食」を通して心も身体も成長できるよう、また食事が楽しいと思えるよう、各年齢に合わせた食育学習を推進し、安心・安全な給食を提供します。	住民福祉課
26	こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置します。	保健センター 住民福祉課 いづみ人権交流センター
27	地域子育て相談機関の設置	妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として整備するとともに、こども家庭センターと連携・調整を行います。	住民福祉課

基本目標２ 子どもの育ちを支える仕組みづくり

子どもの成長と家庭環境に合わせた行き届いた幼児教育・保育の環境を提供し、さらに世代を超えた地域内交流を推進することで、一層充実した子どもの育ちを地域で見守る環境を整えていきます。また、子どもの「生きる力」を育む教育環境の整備に取り組むとともに、家庭において望ましい食習慣の形成に結び付けられる環境づくりに努めます。

児童虐待の面では、子どもとその家庭に対して適切な支援を行うため、相談体制の充実や子どもの居場所となる拠点の整備など、支援体制の強化に取り組みます。

施策名		施策内容	担当課
1	子どもの虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を充分発揮できるよう連携と強化を図ります。	いづみ人権交流センター
2	社会教育／学校教育の連携強化	青少年の健全育成に向け社会教育と学校教育の連携強化に努めます。	社会教育課 学校教育課
3	喫煙／飲酒／薬物乱用防止教育の推進	学校、家庭、地域が連携し、喫煙／飲酒／薬物乱用防止など、児童・生徒の心身の健康を大切にす る教育の推進に努めます。	学校教育課
4	特別支援教育の充実	教育的ニーズに応じ、障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めるとともに、地域の小・中学校と特別支援学校との交流を促進します。質的にも量的にも子どもたちが触れ合う機会を増やし、インクルーシブ教育の充実に努めます。	学校教育課
5	障がい児保育の充実	関係機関と連携し、療育相談などを定期的に行っています。加配をつけている児童に合った研修の受講の促進に努めます。	住民福祉課
6	被害にあった子どもの保護の推進	犯罪などの被害にあった子どもは、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング機関の紹介や情報提供など、相談支援機関の周知に努めます。	いづみ人権交流センター
7	体験を重視した心の教育の充実	地域との交流や体験活動を取り入れながら心の教育を推進します。	住民福祉課 学校教育課
8	保育園職員などの研修の実施	保育士の資質及び専門性の向上のため、3園合同による研修会などの充実を図ります。	住民福祉課
9	学校施設の開放	青少年の健全育成や社会体育関係団体の育成のため、体育館やグラウンドなどの学校施設を開放します。	社会教育課

施策名		施策内容	担当課
10	児童館活動の充実	児童健全育成活動の拠点施設として、学習会や遊び、スポーツなどを通して仲間づくりを進める諸事業を実施します。	いづみ児童館
11	青少年の社会参加活動の推進	青少年の社会性や連帯性を育むため、ボランティア活動や地域活動などに積極的に参加できる機会の確保に努めます。	社会教育課
12	地域における世代間交流の促進	子どもたちが体験から得る協調性や思いやりの心を育めるよう、老人会と保育園が合同で行う苗植えなど世代を超えた交流の場づくりや、地域の行事などに参加できる機会づくりに努めます。	住民福祉課
13	児童虐待・障がいに対する正しい知識と理解を深めるための研修	保育士や教職員などが、児童虐待や障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、計画的に研修を実施します。	住民福祉課 学校教育課
14	性教育の推進	命の大切さや性に対する正しい理解を育むため、保健学習などの機会に外部講師を招くなど、性教育を推進します。	学校教育課
15	生涯学習の必要性の啓発	『広報いで』や町ホームページ等などの情報媒体を活用し、広く生涯学習の機会について、住民への周知に努めます。	社会教育課
16	社会体育施設の利用促進	住民ニーズに対応し、身近な地域でスポーツ活動に親しめるように、社会教育施設の設備充実及び利用促進を図ります。	社会教育課
17	学校評議員制度の推進	学校評議員の意見を踏まえ、充実した学校運営を図るため、小・中学校3校で実施します。	学校教育課
18	情報化教育の推進	情報リテラシーを高め、社会の変化に対応できるよう情報化教育を推進します。	学校教育課
19	青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成団体との連携を通じて、各種青少年健全育成事業の推進を図ります。	社会教育課
20	図書館活動の充実	図書館情報ネットワークの活用を推進するとともに、図書館の出前サービスや子どもの読書活動の充実により、子どもたちがより楽しんで本に親しめる環境づくりを進めます。	図書館
21	バラエティ豊かな給食の提供	日本各地の郷土料理や世界の料理を紹介する「わくわく味めぐり」や11月24日「和食の日」に合わせた「だして味わう和食の日献立」を提供するなど、手作りにこだわったバラエティ豊かな給食づくりを継続します。	学校給食センター

施策名		施策内容	担当課
22	ヤングケアラーに対する支援	子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、支援対象者の把握に努め、特に支援の必要性・緊急性の高い支援対象者については、学校などの関係機関との連携により支援を強化します。	いづみ人権交流センター 学校教育課
23	地域子育て支援センターの充実	施設の安全対策や、おもちゃや絵本イベント開催の増加により、相談・情報提供・交流の拠点として安心して魅力ある地域子育て支援センターをめざします。	住民福祉課
24	子育てサークル活動への支援	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や、活動場所の提供など、活動支援に努めます。	住民福祉課
25	子育て支援における関係機関との連携	子育て世代包括支援事業による保育園、子育て支援センター、保健センター、住民福祉課の連携の強化を図り、組織的、計画的な活動を進めます。	保健センター 住民福祉課
26	子育てに関する情報提供の充実	井手町子育て情報誌の毎年度の更新及び発行を行い、各施設に配布するとともに、内容充実を図り、地域子ども・子育て支援事業などの周知や利用促進を図ります。	住民福祉課
27	地域における子育て支援の重要性の啓発	保育所や地域子育て支援センター、ボランティアなど、多様な情報媒体を活用し、地域ぐるみで子育て支援をする重要性について啓発を進めます。	住民福祉課

基本目標 3 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

共働き世帯が増えてきている中で、仕事と育児を両立しながら、子育てを夫婦一緒にするという「共働き、共育て」という考え方が重要視されています。男女共同参画の普及と実現や仕事と子育ての両立支援を進めるため、行政をはじめ、地域や企業に対する啓発活動を推進するとともに、地域子育て支援環境の充実を図っていきます。

施策名		施策内容	担当課
1	放課後児童クラブの充実	保護者が労働などにより昼間不在となる家庭保護に欠ける小学生の児童を保護し、健全な育成を図るため、町内2か所で開設します。	社会教育課
2	男女がともに参画できる子育て学習会の充実	家庭教育学級の学習会へ父親も参加できるよう啓発に努めます。父親の参加及び子育てへの父母の参加をめざして、講座内容の検討や広報活動の充実を図ります。	社会教育課
3	男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて地域住民の意識づくりのための学習機会を提供するほか、町内の女性団体の支援を行います。幅広い年齢層の参加をめざして、講座内容の検討や広報活動の充実を図ります。	社会教育課
4	放課後児童クラブの指導内容などの充実	放課後児童クラブ指導員の指導内容の充実を図るため、支援員認定研修への参加や職員間の指導員会議を実施します。	社会教育課
5	井手町特定事業主行動計画の推進	育児休業の取得や時間外勤務の縮減などを進めることにより、職員の仕事と子育ての両立を図ります。	総務課
6	女性の自立と社会参加を進める環境整備	男女共同参画社会の形成に向けて地域住民の意識づくりのための学習機会を提供するほか、町内の女性団体の支援を行います。	社会教育課

基本目標４ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

少年犯罪や不審者などから子どもを守るため、見守りや声掛けを広め、地域全体で子どもを育てる意識の高揚、体制づくりが求められています。子どもが安心して生活できる住環境、道路・交通環境などの整備を進め、子どもの安全の確保や犯罪の未然防止など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

施策名		施策内容	担当課
1	豊かな自然を活かした公園整備	公園遊具の点検や除草などの維持作業を今後も継続し、子どもたちが安心して遊べる環境整備に努めます。	建設課
2	快適で安全な住宅の整備	木造住宅耐震改修補助事業を実施するとともに、説明会の開催や『広報いで』への掲載、ダイレクトメールなどを活用した周知を進めます。	建設課
3	生活空間／公共施設のバリアフリー化	日常生活におけるさまざまなバリアを取り除くことによって、子どもをはじめ、誰にとっても住みやすいまちをめざし、公共施設などのバリアフリー化を継続します。	高齢福祉課
4	「京都府福祉のまちづくり」の推進	バリアフリーのまちづくりをめざし、「京都府福祉のまちづくり条例」の周知徹底・指導強化を図ります。府条例の理念・考えを念頭に置きつつ、地域の声、住んでいる方々の視点によるバリアフリー整備を推進します。	高齢福祉課
5	ふるさと意識の醸成	地域のまちづくり団体や町との間で連携協力に関する包括協定を結ぶ京都産業大学との連携により、町の自然や歴史、文化について改めてその良さを感じてもらえるよう各種イベントを企画するとともに、小・中学校でのまちづくり教育を推進します。	企画財政課 学校教育課
6	防犯設備の整備促進	夜間の安全性を高める防犯灯の設置をはじめ、警察など関係団体と連携しながら、犯罪を防止する環境づくりを進めます。	安心・安全推進課
7	防犯意識の啓発促進	子どもの安全や犯罪の防止など、健全な社会環境づくりを推進するため、関係団体や機関と連携し、ポスターの掲示や町ホームページによる広報活動の充実に努めます。	安心・安全推進課
8	夜間パトロールの強化	青少年の健全育成に関わる団体と連携した夜間パトロールを実施し、地域に根ざした防犯活動を進めます。	社会教育課

施策名		施策内容	担当課
9	安全管理に関する取り組みの徹底	保育園や学校施設において、犯罪や災害などから子どもを守るために、定期的な安全点検を実施します。	住民福祉課 学校教育課
10	交通安全教育の充実	田辺警察署などと連携し、子どもが交通ルールや交通マナーを身に付けることができるよう、親子で参加できる交通教室などの開催も検討するなど、交通安全教育の充実に努めます。	住民福祉課 学校教育課
11	府営住宅の入居者募集案内の提供	府営住宅入居者募集案内書のパンフレットなどを配布し、情報提供に努めます。	同和・人権政策課
12	安全な道路交通環境の整備	子育て家庭が安心・安全に生活できるよう、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路改良事業を引き続き推進します。	建設課
13	大人への交通マナーの啓発促進	交通事故防止の徹底を図るため、関係団体や機関と連携し、定期的に駅前や小学校前での交通マナーの啓発活動に努めます。	安心・安全推進課
14	チャイルドシート着用の啓発促進	警察からのリーフレットの配布などにより周知を図るとともに、各種事業などの機会を活用し、チャイルドシートの正しい使用方法の確認や指導を行います。	住民福祉課

第5章 第3期計画の見込み量と確保方策

1 教育・保育提供区域

本計画における教育・保育の提供区域については、町全域を一つとして取り組みを進めていきます。しかしながら、地域の事情を勘案し、きめ細かなサポートを行う必要もあります。そのため、子育てに関する事業やサービスのさまざまな要望に対して、柔軟に対応できる体制の確立をめざします。

■第3期計画期間の子どもの人口推計〈参考〉

単位：人	推計（第3期）				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	33	32	31	30	29
1歳	32	33	32	31	30
2歳	38	33	34	33	32
0～2歳合計	103	98	97	94	91
3歳	38	38	33	34	33
4歳	43	39	39	34	35
5歳	46	44	40	40	35
3～5歳合計	127	121	112	108	103
0～5歳合計	230	219	209	202	194
6歳	33	45	44	40	40
7歳	39	33	45	44	39
8歳	40	39	33	46	44
9歳	32	39	39	33	46
10歳	40	33	40	40	34
11歳	45	39	33	40	40
低学年	112	117	122	130	123
高学年	117	111	112	113	120
小学生合計	229	228	234	243	243
就学前～小学生	459	447	443	445	437

※令和2年から令和6年の住民基本台帳各歳別人口をもとに変化率を求めて推計

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分と対象児童・提供施設

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

認定区分		利用できる施設など
1号 認定	3～5歳で、認定こども園などで教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号 認定	3～5歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号 認定	0～2歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業所（小規模保育等）

保育の必要ありと認められるためには、「月48時間以上就労している」「妊娠中または出産後間もない」「保護者の疾病、傷害」など、定められた事由のいずれかに該当する必要があります。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

■教育事業〈1号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の内容	6	6	6	5	5
過不足②－①	0	0	0	0	0

■保育事業〈2号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	115	106	102	98
②確保の内容	120	115	106	102	98
過不足②－①	0	0	0	0	0

■保育事業〈3号認定〉

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	52	52	50	49
0歳	9	9	9	8	8
1歳	19	20	19	19	18
2歳	27	23	24	23	23
②確保の内容	55	52	52	50	49
過不足②－①	0	0	0	0	0

[確保方策]

1号認定については、今後も広域的な利用も視野に入れ、出生率と人口の偏りを考慮し、ニーズに対応していきます。2号認定・3号認定については、令和6年度までの利用実績を踏まえていますが、保育を利用したいという潜在的な希望を考慮し、また現状の保育園における内容の充実化などを図り、ニーズに合わせて検討していきます。また、認定こども園の整備について、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に向けて、状況に応じて対応を検討します。

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案し、給付を行います。

■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる事業です。

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月児	量の見込み①	－	2	2	2	2
	確保の内容②	－	2	2	2	2
	過不足②－①	－	0	0	0	0
1歳児	量の見込み①	－	2	2	2	2
	確保の内容②	－	2	2	2	2
	過不足②－①	－	0	0	0	0
2歳児	量の見込み①	－	2	2	2	2
	確保の内容②	－	2	2	2	2
	過不足②－①	－	0	0	0	0

【確保方策】

受け入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①延長保育事業

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	720	720	720	720	720
②確保の内容	720	720	720	720	720
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

【確保方策】

今後も継続的に保護者の就労形態に合った延長保育事業が受けられるよう、提供体制を確保します。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室などにおいて居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46	49	53	54	51
1年生	16	22	21	20	20
2年生	14	12	17	16	14
3年生	9	9	8	11	10
4年生	3	3	3	3	4
5年生	3	2	3	3	2
6年生	1	1	1	1	1
②確保の内容	46	49	53	54	51
1年生	16	22	21	20	20
2年生	14	12	17	16	14
3年生	9	9	8	11	10
4年生	3	3	3	3	4
5年生	3	2	3	3	2
6年生	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

令和6年現在、町内2か所で実施しており、小学1～6年生までの受け入れを行っています。今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

③子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などへの入所により、必要な保護を行う事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用実績はなく、量の見込みについても確認されませんが、ニーズに対応できるよう継続して事業を実施していきます。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	992	943	934	905	876
②確保の内容	992	943	934	905	876
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

【確保方策】

親子が気軽に集い交流を図るとともに、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めます。

⑤一時預かり事業

【幼稚園型】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所などで、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）」と「在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）」の2種類があります。本町では、子育て支援センターで実施しています。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内に幼稚園がないため実施していませんが、今後も子育て支援センターで対応を検討します。

【幼稚園型以外】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	293	279	266	257	247
②確保の内容	293	279	266	257	247
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後も継続的に保護者の就労形態に合った一時預かり事業が受けられるよう努めます。

⑥病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などにおいて、病気の児童を一時的に保育する事業です。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用実績はなく、量の見込みについても確認されませんが、ニーズに対応できるよう継続して事業を実施していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

本町では事業実施はありませんが、今後も引き続き保護者のニーズを確認し、事業実施の検討を重ねていきます。

⑧妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中、必要に応じた健康診査を実施する事業です。

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	49	47	46	44	42
②確保の内容	49	47	46	44	42
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後も引き続き、妊娠期間中を健やかに過ごし安全に出産を迎えられるよう、「妊婦健康診査受診券」を発行し、基本的な検査や妊娠の週数に応じた検査を実施します。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

保健師などが乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	33	32	31	30	29
②確保の内容	33	32	31	30	29
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

少子化・核家族化が進行する中、保護者が孤立し不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努めます。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の養育力の向上や支援の実施を確保する事業です。

(単位：件)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

養育支援が必要な家庭は一定数みられるため、出産後早期から適切な養育につながるよう、継続して実施していきます。

⑪利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

(単位：か所)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

妊娠期から子育て期までの多様なニーズに対して総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者（世帯）を対象に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【確保方策】

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業などの連携施設のあっせんなどに努めます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがある家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどを未然に防ぐ事業です。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

【確保方策】

事業実施の予定はありませんが、今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

事業実施の予定はありませんが、今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

⑩親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、親子の適切な関係性の構築を図るための事業です。

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

事業実施の予定はありませんが、今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

⑪妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者などに対して、面談などにより心身の状況や置かれている環境などの状況を把握し、母子保健と子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：回)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	46	46	44	42	42
②確保の内容	46	46	44	42	42
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。

⑱産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

【確保方策】

今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を住民へ広く周知し、各年度において住民のニーズの把握に努めながら、計画の実施状況を管理するとともに、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町はこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを井手町子育て情報誌や『広報いで』、町ホームページなどを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報媒体やインターネット、パンフレットなどの作成・配布などを通じて、住民への周知・啓発に努めるとともに、住民の生の声に対応できるよう、研修などによる職員の意識向上に努めます。

(3) 広域調整や府との連絡調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設をはじめ、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、医療的ケア児を含む障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や府と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

(4) 計画の評価・確認

計画の実現に向けて、事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、実施状況や成果を点検・評価し、検証していきます。

第7章 資料編

1 井手町子ども未来づくり会議条例

平成25年3月26日

条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、井手町子ども未来づくり会議（以下「未来づくり会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 未来づくり会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 未来づくり会議は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 教育・保育分野の関係者
- (2) 保健・福祉又は医療に関する機関の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 未来づくり会議に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、未来づくり会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 未来づくり会議は、会長が招集する。

- 2 未来づくり会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 未来づくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

（意見の聴取）

第7条 会長は、未来づくり会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 未来づくり会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、未来づくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 井手町子ども未来づくり会議

(1) 策定委員

(順不同、敬称略)

氏名	所属	区分	備考
高 畠 淳 子	京都産業大学 法学部長	学識経験者	副会長
中 谷 英 輔	株式会社まちづくり井手 代表取締役		
脇 田 武 勝	井手町社会福祉協議会 会長	福祉・医療機関 の代表者	会長
大西 ますみ	井手町民生児童委員協議会 主任児童委員		
池 内 昭 博	綴喜医師会井手班会 班長		
中 山 恵	さんさん会 代表	その他、町長が 適当と認める者 (住民代表)	
野 谷 萌 依	竹の子ひろば 代表		
石 浦 喜 人	泉ヶ丘中学校 校長	教育・保育機関 の代表者	
庄 田 由 佳	多賀保育園 園長		

(2) 策定経過

時期	内容
令和6年7月8日	井手町子ども未来づくり会議（第1回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定概要について ・子育てに関するアンケート調査について ・第3期計画策定のスケジュール
令和6年7月～9月	ニーズ調査の実施 （未就学児童の世帯・保護者、小学生児童の世帯・保護者）
令和6年9月	子どもの意見調査の実施 （小学5年生・6年生、中学生）
令和6年11月18日	井手町子ども未来づくり会議（第2回） ・アンケート調査結果及び骨子案について
令和6年12月23日	井手町子ども未来づくり会議（第3回） ・計画素案について
令和7年2月27日	井手町子ども未来づくり会議（第4回） ・計画の承認

3 子ども・子育て支援に関する用語解説

あ

アウトリーチ

対象者のいる居宅などを訪問して働きかけること。

アセスメント

利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続のことをいう。

アナフィラキシー

アレルゲン（アレルギーの原因となるもの）の侵入により、複数臓器また全身にアレルギー症状が起こり、生命に危機を与え得る過敏反応のこと。「アナフィラキシーに血圧低下や意識障害を伴う場合」をアナフィラキシーショックという。

一時預かり（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事などで家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業。

一時預かり（幼稚園型以外）

認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所で保護者の病気、監護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児などを一時的に預かる事業。

インクルーシブ

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。

SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供するほか、趣味や嗜好などの共通点やつながりを通して新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のオンラインサービス。WEBサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

オレンジリボン運動

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開するキャンペーン。児童虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める活動で、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身に付け、虐待をなくしたいという気持ちを国民一人ひとりに伝えていく運動。

か

核家族

夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、ひとり親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。

子育てコンシェルジュ

子育て中の親子や産前・産後の保護者の子育てニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように支援する専門員。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能が連携した一体的な相談支援を行う機能を有する機関。地域の保健師や助産師、子育て支援員などが子育て期のあらゆる相談に寄り添い、健やかな妊娠、出産、子育てを支援する。

こども大綱

こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための連携組織。

さ

支援員（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブに入所する児童の育成支援を行う者。

児童虐待

子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にし、わいせつ行為や写真を見せること。
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上のさまざまな問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。

重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチなどを通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

小規模保育事業

利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設などにおいて保育する事業。

心理判定員

児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センターなどの施設において、心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のこと。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家。

スクールソーシャルワーカー

常に児童生徒に寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える社会福祉の専門家。

相対的貧困

ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない状態をいう。

た

待機児童

認定こども園などへの入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がいのある子どもに関する教育相談、福祉・医療等関連諸機関との連携調整をするコーディネーター。

特別支援教育支援員

学校などにおいて障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。

な

認可外保育所

児童福祉法上の保育所に該当するが、国が定めた基準を満たして認可を受けていない保育施設のこと。

認定こども園

小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

【幼保連携型】

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一般的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

【幼稚園型】

認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

【保育所型】

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

は

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などのいる子育て中の労働者や主婦などを会員として、援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。市町村が設置し、市町村または市町村の委託を受けた法人が運営する。

フードバンク

食品企業や家庭などから引き取った食品を、福祉施設や困窮世帯などに無償で提供する活動のこと。

不登校

心理的、情緒的、身体的、社会的要因などにより、登校しない、またはしたくてもできない状態のこと。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。

保育アドバイザー

幼稚園や保育所で勤務経験のある職員による保育専門の相談業務。就学前の子どものいる保護者のニーズを伺い、保育所、幼稚園、認定こども園などの保育施設の中から、適した保育サービスについて助言する。

ホームフレンド

ひとり親家庭などに訪問し、話し相手や遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るとともに、基本的生活習慣の習得支援や学習支援を行うための大学生などによる支援員。

ま

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、市役所、市社会福祉協議会、地域の関係機関・団体やボランティアなどと協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員。

や

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

幼児教育センター

乳幼児期の成長発達に応じた保育について調査研究し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実と生涯にわたる教育のなめらかな指導の系統性や連続性、教育力の強化をめざすために設置される拠点。

ら

レスパイト

英語で「休息」「息抜き」を意味し、介護や育児、看護において、家族が一時的にケアから解放されること。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働く全ての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



令和7年3月

発行：井手町 住民福祉課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地

電話：0774-82-6164 FAX：0774-82-5055